

災害用伝言ダイヤル 「171」の使い方

①: 「171」にダイヤルする

1 7 1

②: 伝言の登録
1 を押すと音声を録音できます。
3 で暗証番号を設定して録音できます。
自分の電話番号を「市外局番から」入力します。
XXXX-X-X-XXXXXX

③: 音声を録音します
音声を録音できる時間は
30秒間です。

災害用伝言ダイヤルの体験利用

- 毎月1日及び15日
 - 正月3が日
 - 防災週間(8月30日9時～9月5日17時)
 - 防災とボランティア週間
(1月15日9時～1月21日17時)
- ※体験利用の場合であっても、通話料は発生します。
※災害用伝言板の体験利用日は上記と同じですが、運用時間は異なります。

②: 伝言の再生
2 を押すと録音された音声を再生できます。
4 で暗証番号が設定された音声を再生できます。
相手の電話番号を「市外局番から」入力します。
XXXX-X-X-XXXXXX

③: 音声を再生します

災害用伝言板など

災害発生時(震度6弱以上の地震など)には、各携帯電話事業者が運用する「災害用伝言板」や「災害用音声お届けサービス」等を使って安否情報を登録・確認することができます。それぞれの携帯電話会社のページから確認してください。



※被災地の方のメッセージを検索する際は、全ての携帯電話会社で『全社一括検索』に対応しているため、相手方の携帯電話会社を気にする必要がありません。

● NTTドコモ	http://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/
● KDDI (au)	http://www.au.kddi.com/mobile/anti-disaster/saigai-dengon/
● SoftBank	http://www.softbank.jp/mobile/service/dengon/
● Y!mobile	http://www.ymobile.jp/service/dengon/

防災情報の入手

富士宮市公式ホームページ



富士宮市の各種情報

<http://www.city.fujinomiya.lg.jp/>

気象庁ウェブサイト(国土交通省 気象庁)

気象警報・注意報、洪水予報、台風情報、降水レーダー
<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>



静岡県土木総合防災情報サイボスレーダー

河川水位情報、河川ライブカメラ映像
パソコン <http://sipos.pref.shizuoka.jp/>
携帯電話 <http://sipos.shizuoka2.jp/m/>
スマートフォン <http://sipos.shizuoka2.jp/sipos/>

静岡県地震防災センター

地震の知識、防災対策、静岡県第4次地震被害想定
<http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/e-quakes/>

静岡県地理情報システム

震度分布図、旧版地形図、土砂災害情報、液状化
<https://www.gis.pref.shizuoka.jp/>

お問い合わせ

富士宮市役所危機管理局: 〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地

TEL: 0544-22-1319 FAX: 0544-22-1239

富士宮市防災マップ

編集 / 発行: 富士宮市危機管理局

地図調製・印刷: (株)中央ジオマテックス

FUJINOMIYA CITY

disaster prevention map



目次

自然災害

地震災害	1~4
火山災害(富士山)	5~10
大雨による災害	11~14
洪水災害	15~20
土砂災害	21~22

防災対策(自助・共助)

家庭内の安全対策	23~24
非常持出品	25
災害時の医療救護活動	26
災害時の自主防災活動	27~28
指定避難所一覧	29~30
指定緊急避難場所一覧	31~32

防災マップ

索引図・凡例	33~34
防災マップ①~⑬	35~62

富士宮市防災マップ

保存版 令和3年3月改定

◆防災マップとは

市民の皆様が、「富士宮市でどのような災害が発生するかを知ること」、「災害時に適切な行動をとり、被害を最小限にとどめること」を目的として作成したものです。

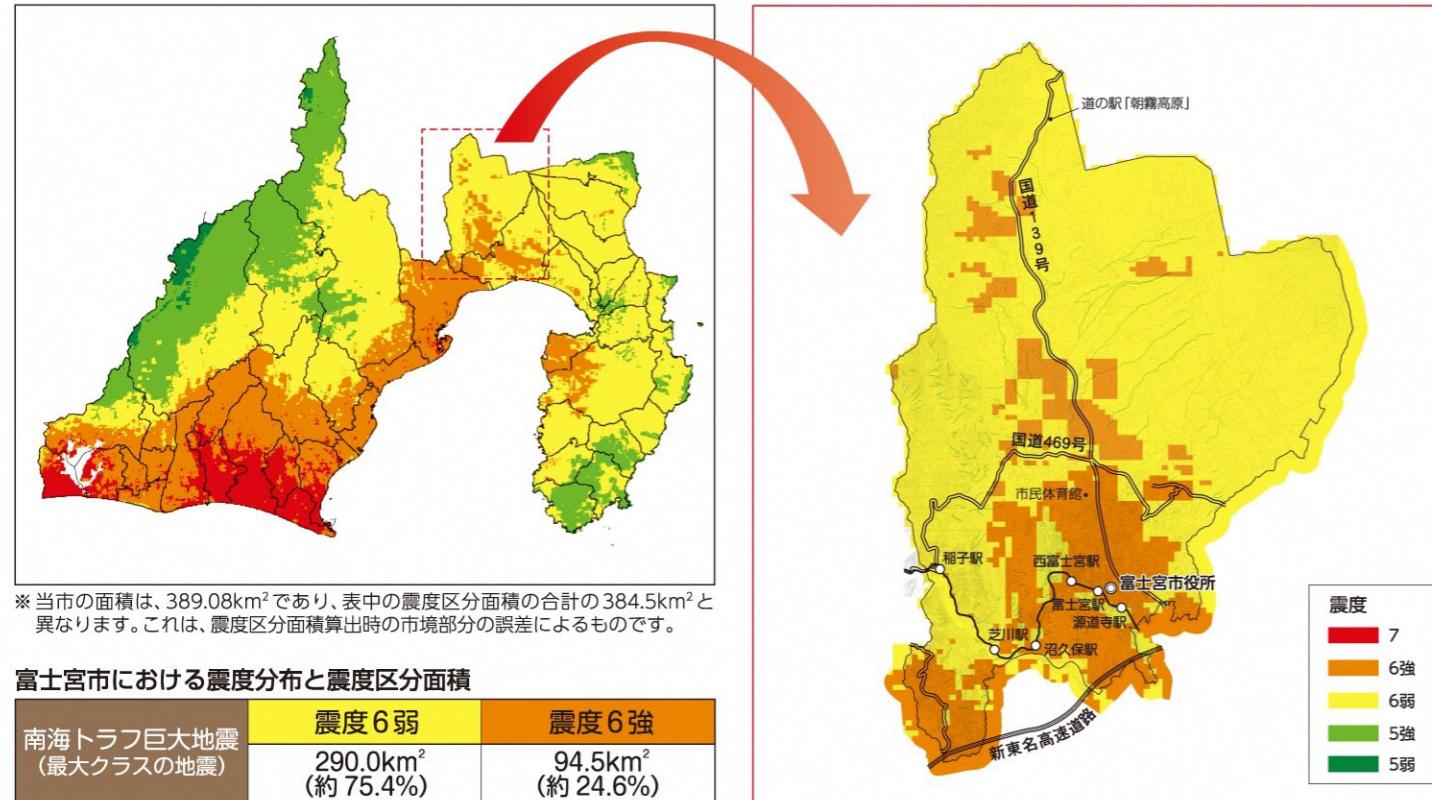


富士宮市
キャラクター
さくやちゃん

地震災害

静岡県第4次地震被害想定

静岡県では、東日本大震災の教訓を生かし、大規模地震対策の基礎資料として活用するため、平成25年度に静岡県第4次地震被害想定を公表しました。富士宮市における最大クラスの地震が発生した場合の主な被害状況は以下のとおりです。



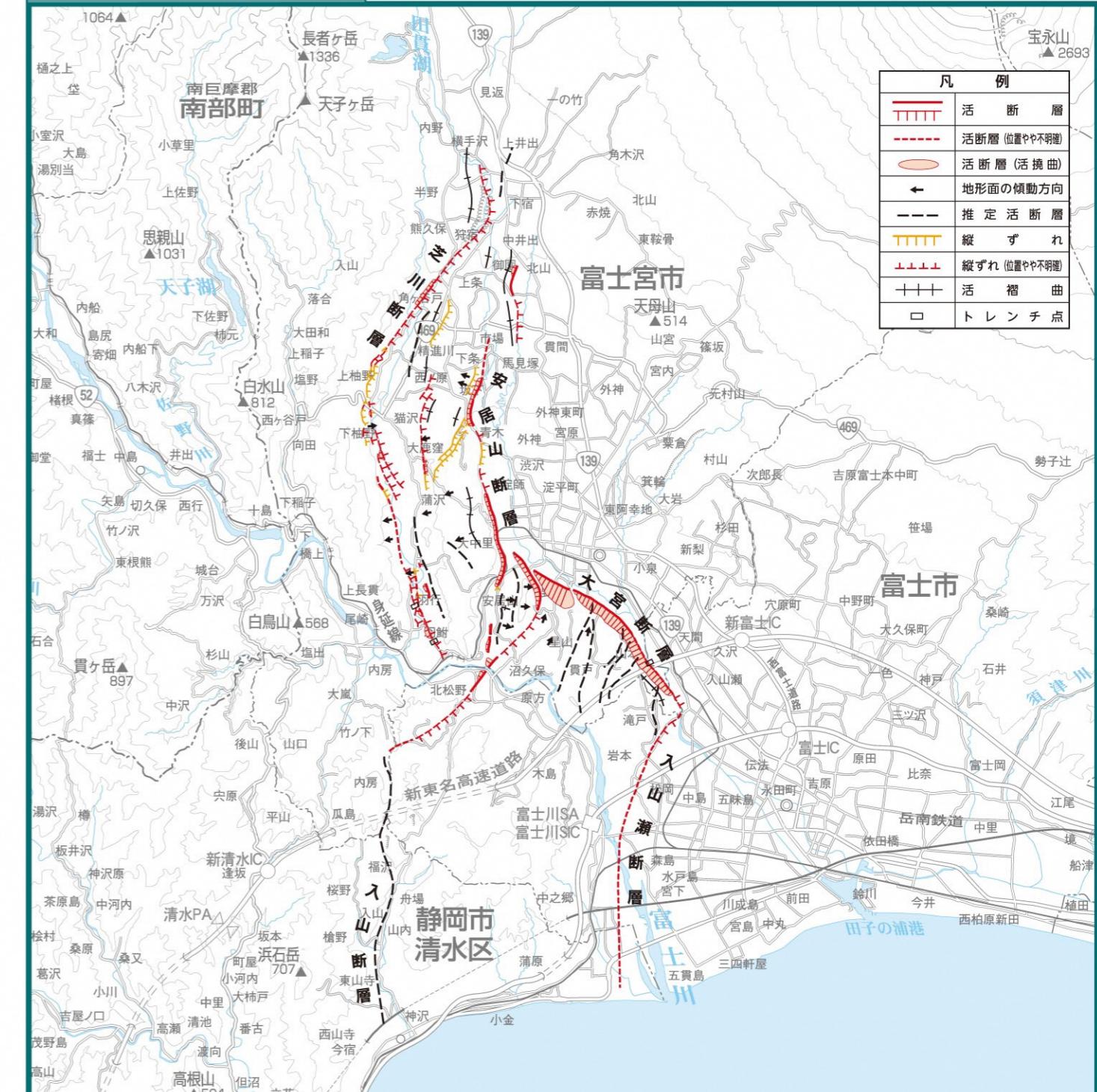
富士川河口断層帯

富士川河口断層帯は、様々な断層によって構成される全長約26km以上の活断層帯です。富士川河口断層帯は、発見されていない断層が存在するとされており、さらに、近年の調査では、断層がずれ動く方向がこれまでの推定と異なる可能性もあると言われています。このことから、現在も研究者による精密な調査が行われているため、十分に注意する必要があります。

地震の規模

単独で発生した場合	マグニチュード7.2以上
駿河トラフと連動した場合	マグニチュード8.0程度
今後30年以内の地震の発生確率	2%~18%

富士川河口断層帯位置図



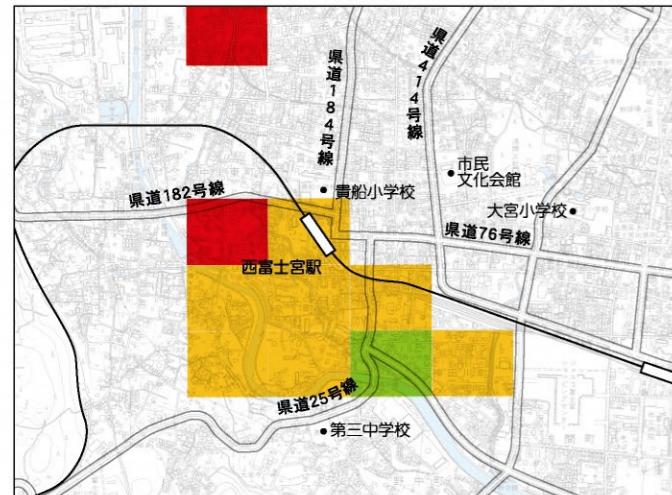
◆液状化現象

液状化は、水分を多く含む砂質の地盤で発生する現象です。いくら建物に耐震対策をしていても肝心の建物を支える地盤が液状化を起こしてしまえば、建物を支えられなかったり、マンホール等が押し上げられライフラインに支障を起こしてしまいます。今後起こり得るかもしれない地震に備えて、お住まいの地域の地盤がどういった状態なのか知つておくことも大切です。

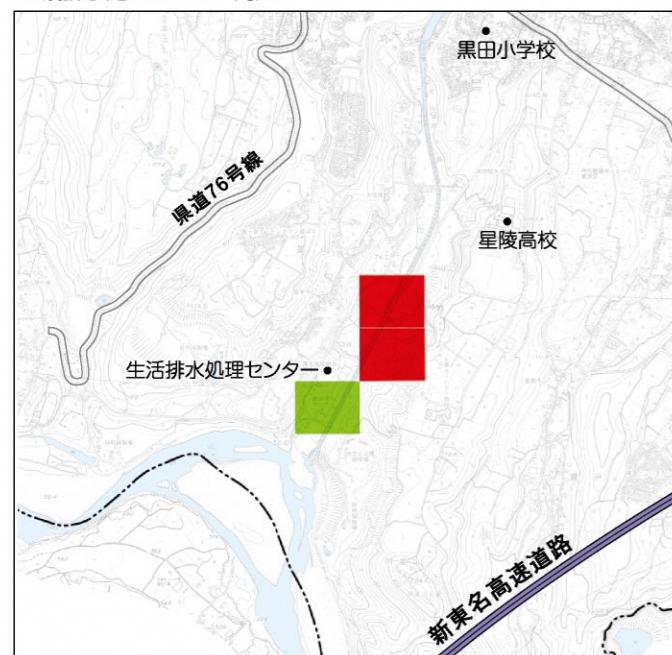


液状化可能性マップ

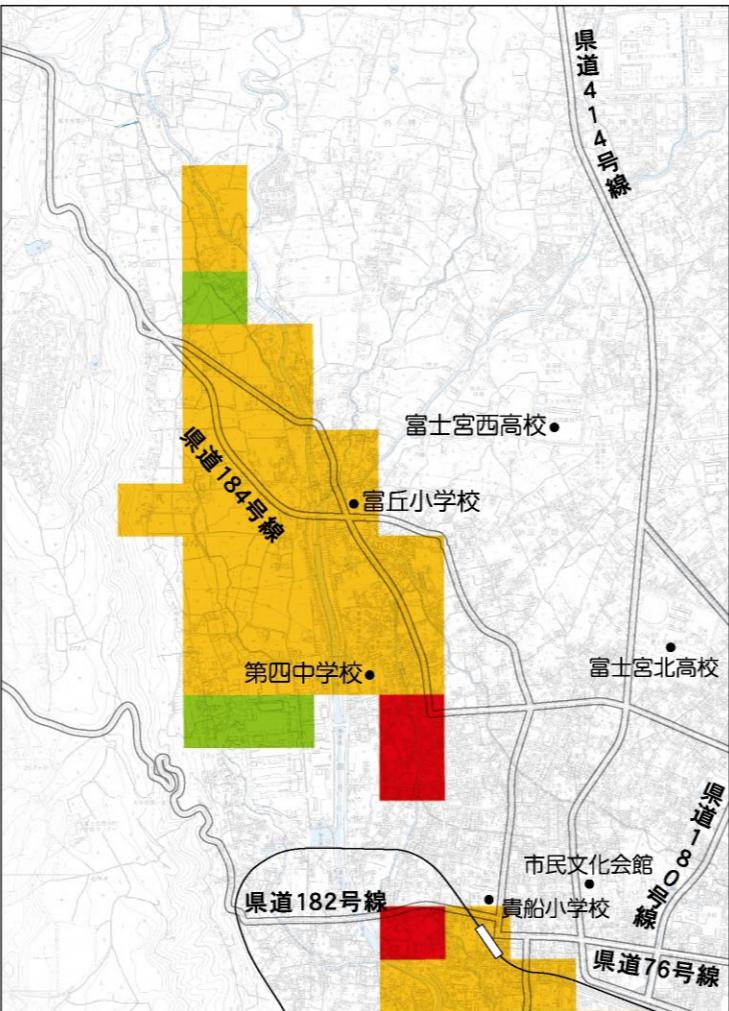
西富士宮駅周辺



生活排水処理センター周辺



第四中学校周辺



液状化可能性ランク



◆南海トラフ地震に関する情報

政府の中央防災会議は、平成28年に「現時点において、地震の発生時期や場所・規模を確度高く予測する科学的に確立した手法はない」との見解を発表しました。

その見解をもとに、東海地震の予知を前提とした「東海地震に関する情報」の発表を取りやめ、平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関する情報」の運用を開始しました。

「南海トラフ地震に関する情報」は、東海地震の予想震源域を含む南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについてお知らせするもので、この情報の種類と発表条件は以下のとおりです。

◆「南海トラフ地震に関する情報」の種類及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります</p>

◆「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

※情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表します。

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内（南海トラフ地震の予想震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度）でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	・想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	・（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

○南海トラフ沿いで異常な現象が観測されず、本情報の発表がないまま、突発的に南海トラフ地震が発生することもあります。

○地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合でも南海トラフ地震が発生しないこともあります。

火山災害(富士山)

富士山火山について

富士山は、1707年(宝永4年)の噴火後、300年以上噴火活動が見られません。しかし、地下深くでは、今もマグマ活動を続いている活火山です。噴火した場合に想定される影響範囲と避難すべき段階は、9ページの「避難対象となる地区と避難先(市内避難の場合)」をご確認ください。

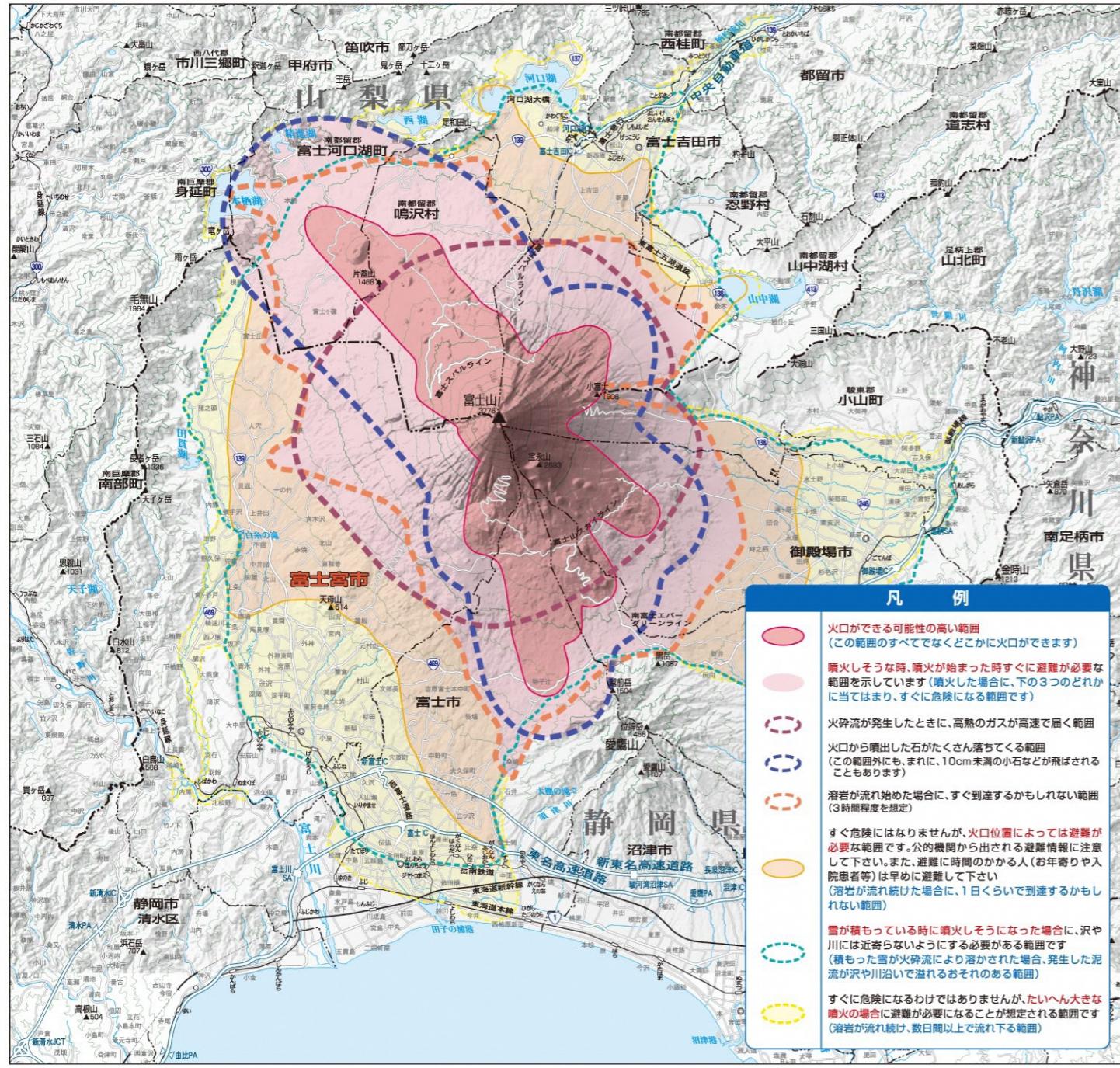
また、平成28年2月22日には、活動火山対策特別措置法に基づき、富士山(静岡県側)では、富士宮市を含めた7市町が「火山災害警戒地域」として指定されました。

* 富士山ハザードマップと避難対象となる区域等については現在、関係機関にて改定作業中です。近日中に内容が更新される予定です。

◆富士山ハザードマップ(富士山噴火災害予想図)

この図は、富士山が噴火した場合に、溶岩流、噴石、火碎流などの影響が及ぶと考えられる範囲を重ねたものです。

全方位に同時に発生することを意味するものではありません。また、実際の噴火活動時には、この図に示した範囲外に影響が及ぶ可能性もあります。



◆富士山の火山活動に関する情報(噴火警戒レベル)

噴火警戒レベルとは、気象庁が発表する気象警報で、火山活動の状況に応じて5段階に区分され、るべき防災行動を示しています。※富士山では、火口の位置を特定することが困難なため、レベルが上昇する際の噴火警戒レベル2は運用しないことになっています。

予報 警報	噴火警戒 レバ ル	対象範囲	説明	
			火 山 活 動 の 状 況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応
(噴 別 警 報)	レベル:5 避難	居住地域 及び それより 火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。 ※第1次・第2次避難対象エリアにお住まいの方は、避難してください。 第3次避難対象エリアにお住まいの方は、避難準備をしてください。 (避難行動要支援者は、避難してください)。
	レベル:4 避難準備		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要。 ※第1次避難対象エリアにお住まいの方は、避難してください。 第2次避難対象エリアにお住まいの方は、避難準備をしてください。 (避難行動要支援者は、避難してください)。
火口周辺警報	レベル:3 入山規制	火口から 居住地域 近くまで	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止や入山規制等、危険な地域への立入規制等。 ※第1次避難対象エリア内での登山や観光は、できなくなります。また、今後の情報の変化に注意し、素早く対応できるようにしてください。
	レベル:2 火口周辺規制		火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。 ※規制された場合は、その区域へ近づかないようにしましょう。また、今後の情報の変化に注意し、素早く対応できるようにしてください。
噴火予報	レベル:1 活火山であることに留意	火口内等	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	特なし。

◆火山現象

火山は、時として大きな災害を引き起します。特に、大きな噴石の飛来、火碎流、融雪型火山泥流は、噴火から避難に要するまでの時間がほとんどなく、生命に対する危険性が高い火山現象として位置づけられています。したがって、住民が火山災害を回避するためには、噴火情報や避難計画を活用した行動が必要になります。

溶岩流

マグマが火口から噴出して高温の液体のまま地表を流れ下るもので、地形や溶岩の温度・組成にもよりますが、流下速度は比較的遅く人が歩く程度なので余裕を持って逃げることができます。

噴石

火口から噴出した岩石は、屋根を突き破る程の力を持っています。被害は火口周辺の概ね4km以内に限られますが、死傷者を出す事もあります。
※小型の砂岩は、風にのって数10km先まで飛散することがあり、風下では特に注意が必要です。火口から距離がある場合、迅速に屋内に避難しあい。

火碎流

高温の火山灰や砂岩、火山ガスが一体となって急速に山体を流下し、広範囲を焼失、埋没させる極めて恐ろしい火山現象です。流下速度は時速100km以上、温度は数100°Cにも達します。

融雪型火山泥流

積雪期の火山において噴火に伴う火碎流等の熱によって斜面の雪が融かされて大量の水が発生し、周辺の砂岩を巻き込みながら高速で流下する現象です。流下速度は時速60kmに達し、広範囲に大規模な災害を引き起します。

降灰

火山灰は、時に数10kmから数100km以上運ばれて広域に降下・堆積し、農作物の被害、交通麻痺、家屋倒壊、航空機のエンジントラブルなど広く社会生活に深刻な影響を及ぼします。

降灰後土石流

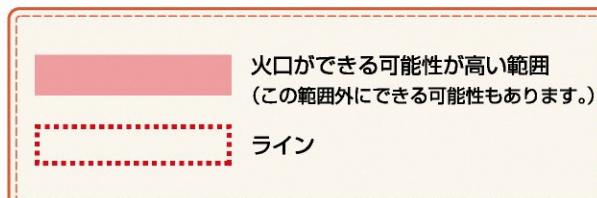
噴火により堆積した岩石や火山灰に雨が降ると、土石流や泥流が発生しやすくなり、大災害を引き起す事があります。これらの土石流や泥流は、高速で斜面を流下し、下流地域に大きな被害をもたらします。

溶岩流に伴う段階的な避難

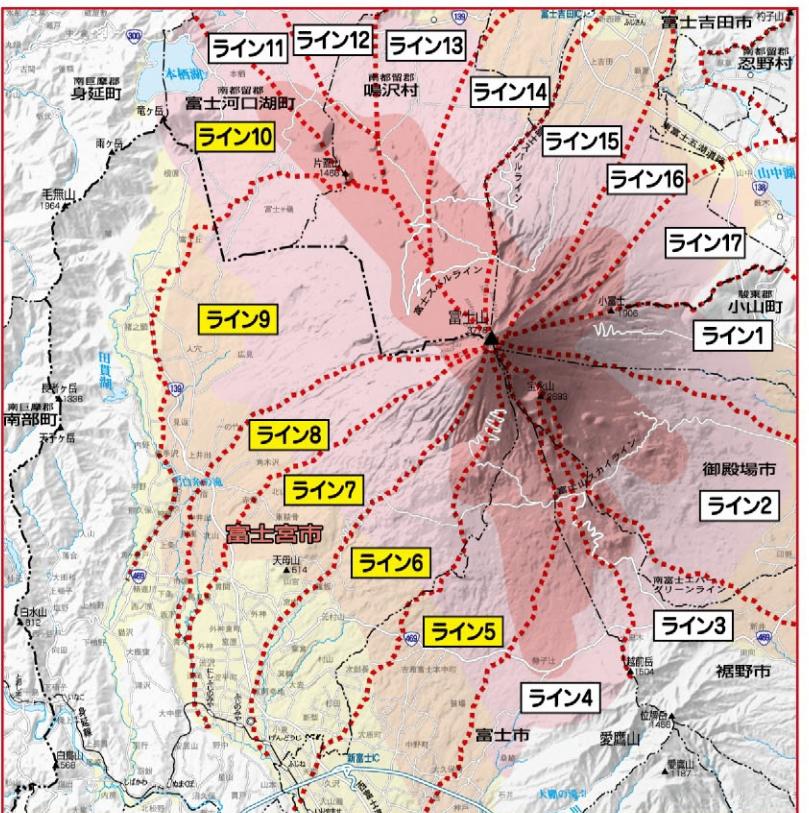
- ① 溶岩流等の流化物が流れる範囲を示す「**ライン**」。
- ② 溶岩流等の流化物が到着する範囲を時間軸で示す「**避難対象エリア**」。
- ③ ラインと避難対象エリアを重ねた「**ブロック**」を運用し、自主防災会単位で弾力的に避難していただくことになります。

① ライン

ラインとは、想定される火口の位置や火口から溶岩流等の流化物が流れる範囲を示したもので



右図のように、赤い点線と点線で囲まれた範囲がラインとなり、この範囲に溶岩流等の流下物が流れることが想定されています。当市は、図のようにライン5~10に該当し、ライン1~6は小山町、御殿場市、裾野市、三島市、長泉町、富士市、ライン9~17は山梨県にまたがっています。



ライン5	ライン6	ライン7	ライン8	ライン9	ライン10
杉田3区	阿幸地区	日の出区	青木区	常磐区	青木区
杉田4区	栗倉1区	ひばりが丘区	阿幸地区	二の宮区	馬見塚区
高原区	栗倉2区	富士見ヶ丘区	浅間区	野中1区	青木平区
山本区	栗倉3区	舟久保区	栗倉3区	野中2区	精進川上区
	栗倉4区	万野1区	大中里区	北山1区	浅間区
	栗倉南区	万野3区	神田区	北山2区	精進川下区
	大岩1区	万野4区	神田川区	北山3区	猪之頭区
	大岩2区	万野希望区	神立区	北山4区	内野区
	大岩3区	瑞穂区	北山2区	福地区	内房第2区
	上小泉区	村山1区	富士見ヶ丘区	富士見ヶ丘区	内房第3区
	源道寺区	村山2区	松山区	外神区	内房第4区
	小泉1区	村山3区	万野1区	北山1区	大久保区
	小泉2区	大和区	貴船区	北山2区	大鹿窪区
	小泉3区	山宮2区	黒田区	富士見ヶ丘区	上井出区
	小泉4区	山本区	源道寺区	松山区	内野区
	小泉5区		小泉1区	万野2区	内房第3区
	小泉6区		瑞穂区	万野3区	内房第4区
	咲花区		三園平区	上井出区	北山1区
	清水窪区		木の花区	上条上区	北山2区
	杉田1区		咲花区	上条下区	大久保区
	杉田2区		宮原1区	上羽飼区	常磐区
	杉田3区		宮本区	野中1区	鳥並区
	杉田4区		城山区	半野区	長貫区
	杉田5区		大和区	北山1区	西山区
	杉田6区		神賀区	人穴区	沼久保区
	高原区		山宮1区	北山2区	沼久保区
	田中区		高嶺区	富士丘区	大久保区
	外神区		高原区	黒田区	上井出区
	外神東区		高原1区	源道寺区	内野区
			田中区	芝山区	内房第2区
			外神区	山本区	内房第3区
			外神東区	下条上区	北山1区
				下条下区	北山2区
				下羽飼区	大久保区

※最大で4つのラインにまたがっている地区もあります。

② 避難対象エリア

避難対象エリアとは、溶岩流等の流化物が到達する範囲を時間軸で示したものです。時間とともに避難が必要な地域の拡大が想定されるため、想定される火口の位置からの距離に応じ図のように5つのエリアに分割しています。

● 第1次避難対象エリア

火口ができる可能性が高い範囲

登山者、観光客、山小屋

● 第2次避難対象エリア

火碎流と大きな噴石の危険があり、溶岩流が3時間以内に到達する可能性がある範囲

上井出区、根原区、人穴区

● 第3次避難対象エリア

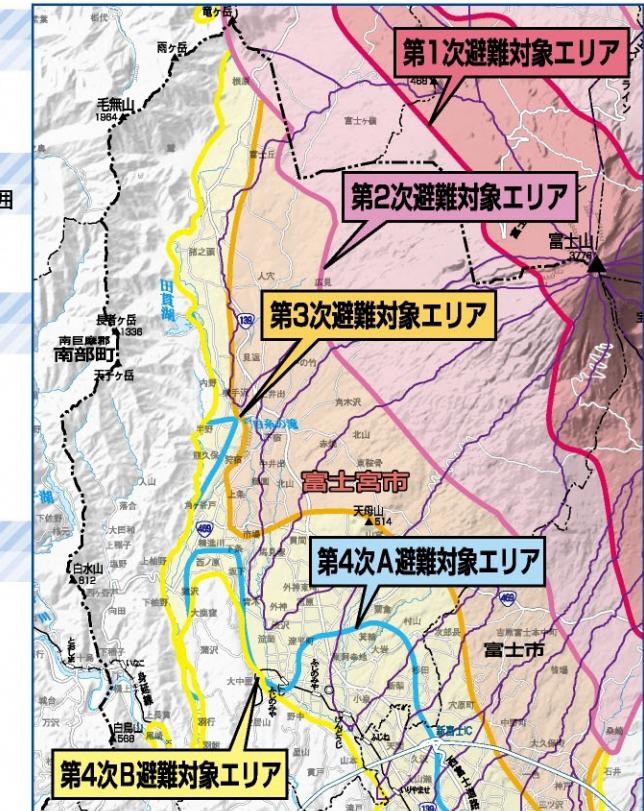
溶岩流が3~24時間に到達する可能性がある範囲

栗倉2区、栗倉3区、栗倉4区、猪之頭区、内野区、馬見塚区、上条上区、上条下区、狩宿区、北山1区、北山2区、北山3区、北山4区、芝山区、下条上区、精進川上区、原区、半野区、富士丘区、村山2区、山宮1区、山宮2区

● 第4次A避難対象エリア

溶岩流が24時間~7日間に到達する可能性がある範囲

青木区、阿幸地区、栗倉1区、栗倉南区、大岩3区、大久保区、大鹿窪区、大中里区、上羽飼区、上袖野区、神田川区、神立区、貴船区、琴平区、神賀区、下条下区、下袖野区、精進川下区、杉田1区、杉田2区、杉田3区、杉田4区、高嶺区、外神区、外神東区、鳥並区、西山区、二の宮区、猫沢区、野中1区、羽衣区、ひばりが丘区、福地地区、富士見ヶ丘区、舟久保区、麓区、松山区、万野1区、万野2区、万野3区、万野4区、万野希望区、三園平区、宮原区、宮原1区、宮本区、村山1区、村山3区、山宮3区、山宮4区、淀師区、淀橋区



● 第4次B避難対象エリア

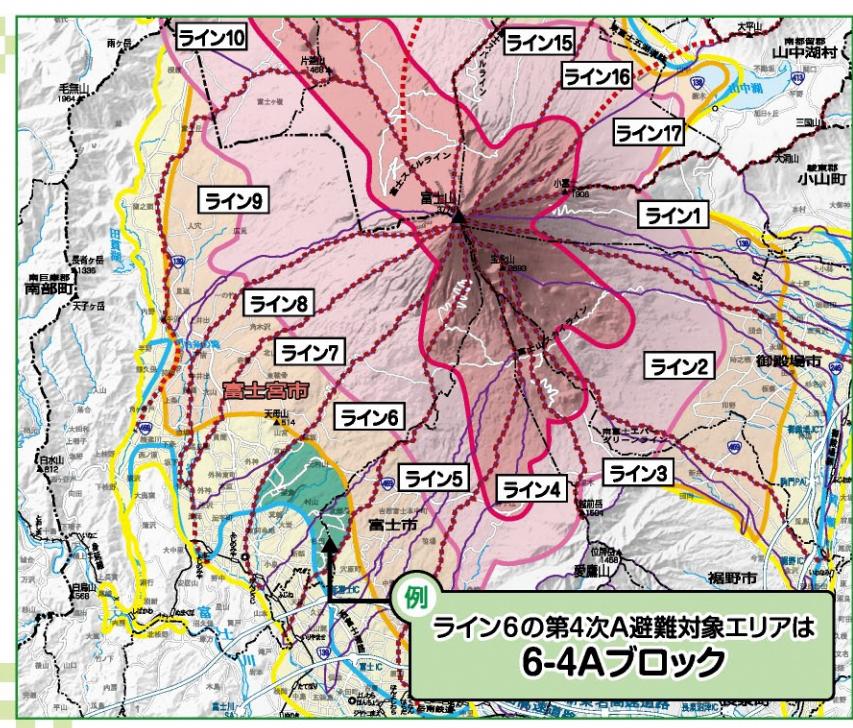
溶岩流が7日~40日に到達する可能性がある範囲

青木平区、浅間区、内房第2区、内房第3区、内房第4区、大岩1区、大岩2区、上小泉区、神田区、黒田区、源道寺区、小泉1区、小泉2区、小泉3区、小泉4区、小泉5区、小泉6区、木の花区、咲花区、清水窪区、下羽飼区、城山区、杉田5区、杉田6区、高原区、高原1区、田中区、常磐区、長貫区、沼久保区、野中2区、野中3区、日の出区、瑞穂区、明光台区、大和区、山本区

③ ブロック

ブロックとは、ラインと避難対象エリアを重ねて避難範囲を設定したものです。気象庁が発表する噴火警戒レベルに応じて、自主防災会単位で弾力的に避難していただくことになります。

■	ライン
■	第1次避難対象エリア
■	第2次避難対象エリア
■	第3次避難対象エリア
■	第4次A避難対象エリア
■	第4次B避難対象エリア



ライン6の第4次A避難対象エリアは
6-4Aブロック

◆避難対象となる地区と避難先（市内避難の場合）

避難対象地区は、火口形成、溶岩流、噴石、火碎流の影響が想定される範囲をもとに区分しています。火山活動の状況によって、避難対象エリアに避難勧告や避難指示等を発令します。

避難対象 エリア	避難対象地区（ライン名）	噴火警戒レベルと避難行動						避難場所	
		噴火前		噴火開始直後		噴火開始後			
		レベル3	レベル4	レベル5	レベル5切替 第3次避難対象エリアに拡大	レベル5切替 第4次A避難対象エリアに拡大	レベル5切替 第4次B避難対象エリアに拡大		
第1次避難 対象エリア	登山者	入山規制等	避難準備	避難				駅前交流センター（きらら）	
第2次避難 対象エリア	上井出区（8,9,10） 根原区（9,10） 人穴区（9,10）		避難準備	避難				市民体育館	
第3次避難 対象エリア	栗倉2区（6） 栗倉3区（6,7） 栗倉4区（6）		避難準備	避難				黒田小学校	
	猪之頭区（9,10）		避難準備	避難				東小学校	
	内野区（9,10）		避難準備	避難				大富士小学校	
	馬見塚区（8,9） 精進川上区（9,10）		避難準備	避難				大宮小学校	
	上条上区（9,10）		避難準備	避難				富士根南中学校	
	上条下区（8,9）		避難準備	避難				第一中学校	
	狩宿区（9） 芝山区（9） 半野区（9,10）		避難準備	避難				西小学校	
	北山1区（8,9）		避難準備	避難				貴船小学校	
	北山2区（7,8,9）		避難準備	避難				富士根南小学校	
	北山3区（7,8）		避難準備	避難				芝富小学校、芝川中学校	
	北山4区（7,8）		避難準備	避難				内房小学校	
	下条上区（9）		避難準備	避難				第二中学校	
	原区（9,10）		避難準備	避難				大富士中学校	
	富士丘区（9,10）		避難準備	避難				稻子小学校	
	村山2区（6）		避難準備	避難				第三中学校	
	山宮1区（7）		避難準備	避難				芝川公民館	
	山宮2区（6,7）		避難準備	避難				袖野小学校 袖野中学校 芝川B&G海洋センター	
第4次A避難 対象エリア	※8ページに掲載		避難準備	避難				市外へ避難	
第4次B避難 対象エリア	※8ページに掲載		避難準備	避難				市外へ避難	

表の見方について…噴火警戒レベル5が発表された場合、第2次避難対象エリアの地区（上井出区、根原区、人穴区）は、指定された避難場所（市民体育館）へ避難することになり、第3次避難対象エリアの地区は避難準備となります。

補足事項 1 噴火前は、火口の位置が特定できないため、全てのラインが入山規制、避難準備及び避難対象となります。

2 噴火開始直後は、火口の詳細な位置をすぐに特定できない場合があるため、第1次避難対象エリアから第3次避難対象エリアまでの必要なラインが避難対象となります。

3 噴火開始後は、火口の位置が特定できるため、溶岩流の流下するラインのみが避難対象となります。

4 噴火開始後の噴火警戒レベル5切替は、溶岩流の流下範囲の拡大に応じて発表されることになっています。（溶岩流が第4次A避難対象エリア、第4次B避難対象エリアの範囲に拡大して流下すると予測される際にそれぞれ切替が行われます。）

5 避難行動要支援者は、避難に時間を使うことから、上記の表で示した避難行動より一段階早い対応となります。

◆市外への避難

噴火の範囲が拡大し、市街地への影響が想定される場合、第4次A避難対象エリア、第4次B避難対象エリアも避難の対象となる可能性があります。その際、市内の避難先では収容が困難なため、右図のとおり県中部・西部地域への広域避難を行うことになります。避難先、避難方法については、今後、県及び他市町と調整のうえ決定していく予定です。



市外避難者の避難先

◆降灰による影響

噴火による降灰は、農作物への被害、人体への悪影響、交通機関の麻痺など、社会生活に深刻な影響を及ぼします。また、影響範囲も非常に広域で、長期間にわたって被害が続く事もあります。

1707年（宝永4年）の宝永噴火の際は、偏西風の影響により、現在の富士宮市域にはほとんど降灰がありませんでしたが、偏西風の弱い季節に大規模な噴火がおきると、富士宮市にも降灰が発生する可能性があります。



宝永噴火による影響範囲

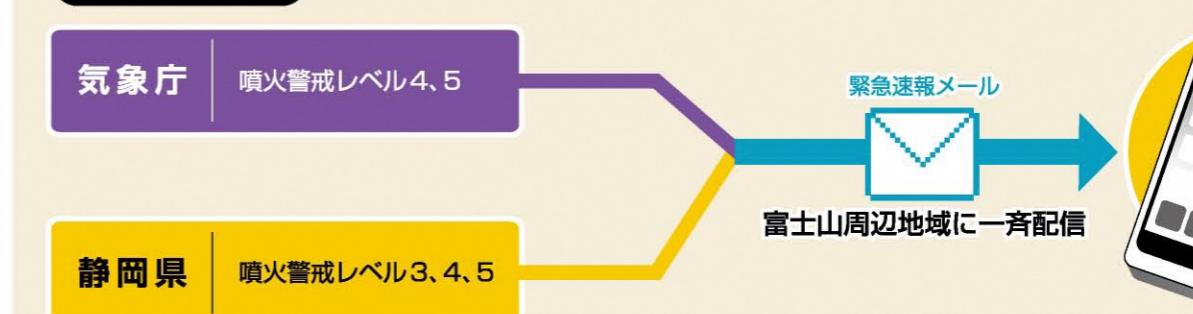


降灰の最大影響範囲

◆噴火時の情報伝達

富士山の噴火警報については、同報無線、同報無線メール配信サービス、ホームページ、テレビのデータ放送等で伝達されます。また、気象庁や静岡県からは、噴火警戒レベルに応じて、「緊急速報メール」が携帯電話・スマートフォン等に一斉配信されます。（以下参照）

緊急速報メール



気象庁 火山登山者向けの情報提供ページ

http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/activity_info/map_0.html

気象庁では、日本全土の火山の噴火警報や噴火警戒レベルを確認できる登山者向けのホームページを公開しています。入山する場合には、事前にこれらの情報を入手しておく事をお勧めします。

地図上に表示される情報

噴火警戒レベル対象火山	噴火警戒レベル対象外火山	海底火山
△ レベル5 ※ ¹	● 居住地域厳重警戒 ※ ¹	○ 周辺海域警戒
▲ レベル4 ※ ¹	○ 入山危険	◎ 活火山であることに留意 ※ ²
■ レベル3	● 火口周辺危険	
■ レベル2	○ 活火山であることに留意 ※ ²	
△ レベル1 ※ ²		

※¹ 特別警報に位置づけられています。

※² 1週間に以内に以下の情報を発表した火山は表示します。

・火山の状況に関する解説情報・臨時に発表する火山活動解説資料

火山登山者向けの情報提供ページは更新に最大10分程度、時間を要することがあります。



※平成30年3月末日

大雨による災害

近年の日本列島では、台風や豪雨の影響により各地で大きな被害を受けています。台風や豪雨は、ある程度の時期や規模を予測できるため、気象庁等から発表される防災情報を正しく理解するとともに、事前の対策が重要となります。

防災情報

① 大雨・洪水警報

大雨や強風などによって、重大な災害が起こるおそれのあるときは、気象庁から「警報」が発表されますので、十分な警戒が必要となります。また、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測したときは「記録的短時間大雨情報」が発表されます。

② 大雨特別警報

台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想されるとき又は、数十年に一度の強さの台風や同程度の温帯低気圧により、大雨になると予想されるときに発表されます。

③ 土砂災害警戒情報

大雨警報等が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに静岡県と静岡地方気象台が共同で発表する情報です。

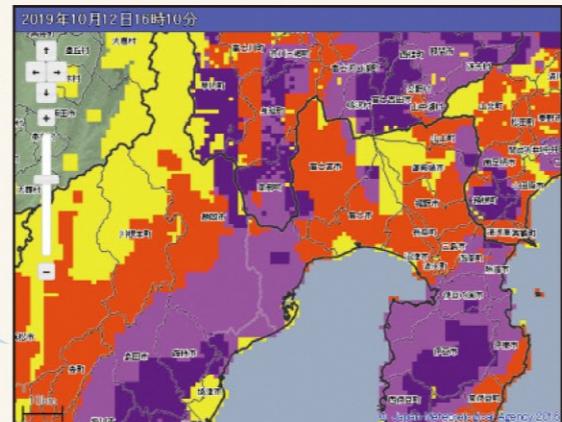
④ 土砂災害警戒判定メッシュ情報

<https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/index.html>

土砂災害警戒情報を補足する情報であり、1km四方の領域（メッシュ）ごとに土砂災害の危険度を5段階に判定した結果を表示しています。

土砂災害警戒判定メッシュ情報の見方

- : 極めて危険【警戒レベル4相当】
- : 非常に危険【警戒レベル4相当】
- : 警戒 【警戒レベル3相当】
- : 注意 【警戒レベル2相当】
- : 今後の情報等に留意



④ 土砂災害警戒判定メッシュ情報の例

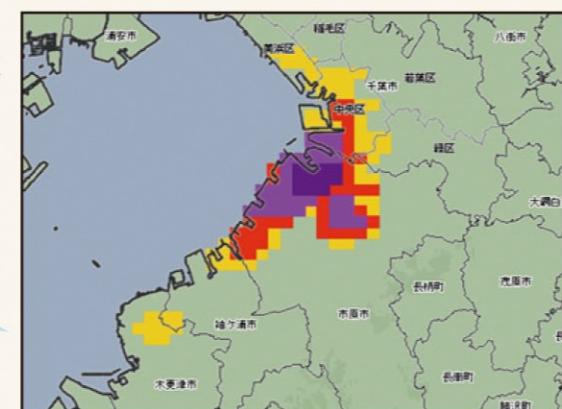
⑤ 大雨警報（浸水害）の危険度分布

<https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html>

大雨警報（浸水害）を補足する情報であり、浸水害の危険度を5段階に判定した結果を示しています。

大雨警報（浸水害）の危険度分布の見方

- : 極めて危険（すでに警報基準を大幅に超過）
- : 非常に危険（警報基準を大幅に超過する可能性）
- : 警戒 （警報級）
- : 注意 （注意報級）
- : 今後の情報等に留意



⑤ 大雨警報（浸水害）の危険度分布の例

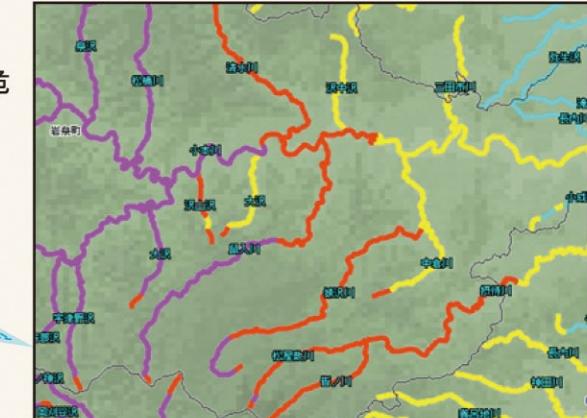
⑥ 洪水警報の危険度分布

<https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html>

洪水警報の危険度分布は、洪水警報を補足する情報であり、洪水の危険度を河川ごとに5段階で判定した結果を示しています。

洪水警報の危険度分布の見方

- : 極めて危険【警戒レベル4相当】
- : 非常に危険【警戒レベル4相当】
- : 警戒 【警戒レベル3相当】
- : 注意 【警戒レベル2相当】
- : 今後の情報等に留意



⑥ 洪水警報の危険度分布の例

※指定河川（富士川）の避難基準等については、下記「避難情報の発令基準」及び富士川洪水ハザードマップ（P15～16P）を参考にしてください。

避難情報発令基準について

避難情報等 警戒レベル	発令基準		市民に求める行動
	洪水災害	土砂災害	
災害発生情報 警戒レベル5	・市内の河川が氾濫したとき。	・市内で土砂災害による家屋被害が発生したとき。	・既に災害が発生しているので、命を守るために最善の行動をしてください。
避難指示（緊急） 警戒レベル4	・市内の河川で氾濫の危険性がきわめて高くなったとき。	・市内で土砂災害による家屋被害が発生する可能性が高まったとき。	・速やかに避難を完了してください。 ・避難をする余裕がない場合は、命を守る最低限の行動をとってください。
避難勧告 警戒レベル4	・富士川（南部観測所）の水位が氾濫危険水位(4.9m)に達したとき。	・原則、土砂災害警戒情報が発表されたとき。	・通常の避難行動ができる方は、避難所等へ避難をしてください。
	・気象情報等を考慮し、市長が必要と認めたとき。		
避難準備・ 高齢者等避難開始 警戒レベル3	・富士川（南部観測所）の水位が避難判断水位(4.2m)に達したとき。	・台風の直撃が予想され、避難勧告以上の発令が想定される場合	・高齢者等避難に時間がかかる方は避難をしてください。 ・その他の者は家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備をしてください。
警戒レベル2	・気象台発表の注意報相当		・避難が必要となる可能性があるため、避難場所や避難経路、避難のタイミングを再確認しておきましょう。
警戒レベル1	・気象台発表の早期注意情報相当		・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高めましょう。

注）令和3年度中に次のとおり避難情報が変更される予定です。

- ・警戒レベル5 「災害発生情報」から「緊急安全確保」に変更されます。
- ・警戒レベル4 「避難勧告」が廃止され、「避難指示」に一本化されます。
- ・警戒レベル3 「避難準備・高齢者等避難開始」が「高齢者等避難」に変更されます。

◆雨の降り方と強さ

(1時間雨量) 予報用語	(10~20mm) やや強い雨	(20~30mm) 強い雨	(30~50mm) 激しい雨	(50~80mm) 非常に激しい雨	(80mm以上) 猛烈な雨
人の受けるイメージ	ザーザーと降る。	どしゃ降り。	バケツをひっくり返したように降る。	滝のように降る。(ゴーゴーと降り続く)	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる。
人への影響	地面からの跳ね返りで足元がぬれる。	傘をさしていてもぬれる。	傘は全く役に立たなくなる。		
屋内(木造住宅を想定)	雨の音で話し声がよく聞き取れない。	寝ている人の半数くらいが雨に気がつく。			
屋外の様子	地面一面に水たまりができる。	道路が川のようになる。	水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる。		
車の中	ワイパーを速くしても見づらい。	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる。(ハイドロブレーディング現象)	車の運転は危険。		

◆豪雨災害における避難について

豪雨時の避難は、一律に市指定避難所に避難すれば良いというものではありません。災害発生をイメージして、自分が避難すべき場所やタイミングをあらかじめ確認しておきましょう。



◆マイ・タイムライン(私の・家族の避難行動計画)

マイ・タイムラインとは住民一人ひとりの防災行動計画であり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、取りまとめるものです。

時間的な制約が厳しい洪水発生時に、行動のチェックリストとして、また避難判断のサポートツールとして活用されることで、「逃げ遅れゼロ」に向けた効果が期待されています。

自宅の危険度(想定浸水深度等)、避難場所の位置、避難経路の安全性、家族構成(避難行動に支援が必要な方がいるのか)、ペットの有無等を考慮して、自分の行動を決めていきます。



こちらの内容は、あくまでも一例です。自分用のマイ・タイムラインを作成する際の参考としてご利用ください。

マイ・タイムラインについてさらに詳しく知りたい方は、下記ホームページをご参照ください。

国土交通省

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/tisiki/syozaiti/mytimeline/index.html>

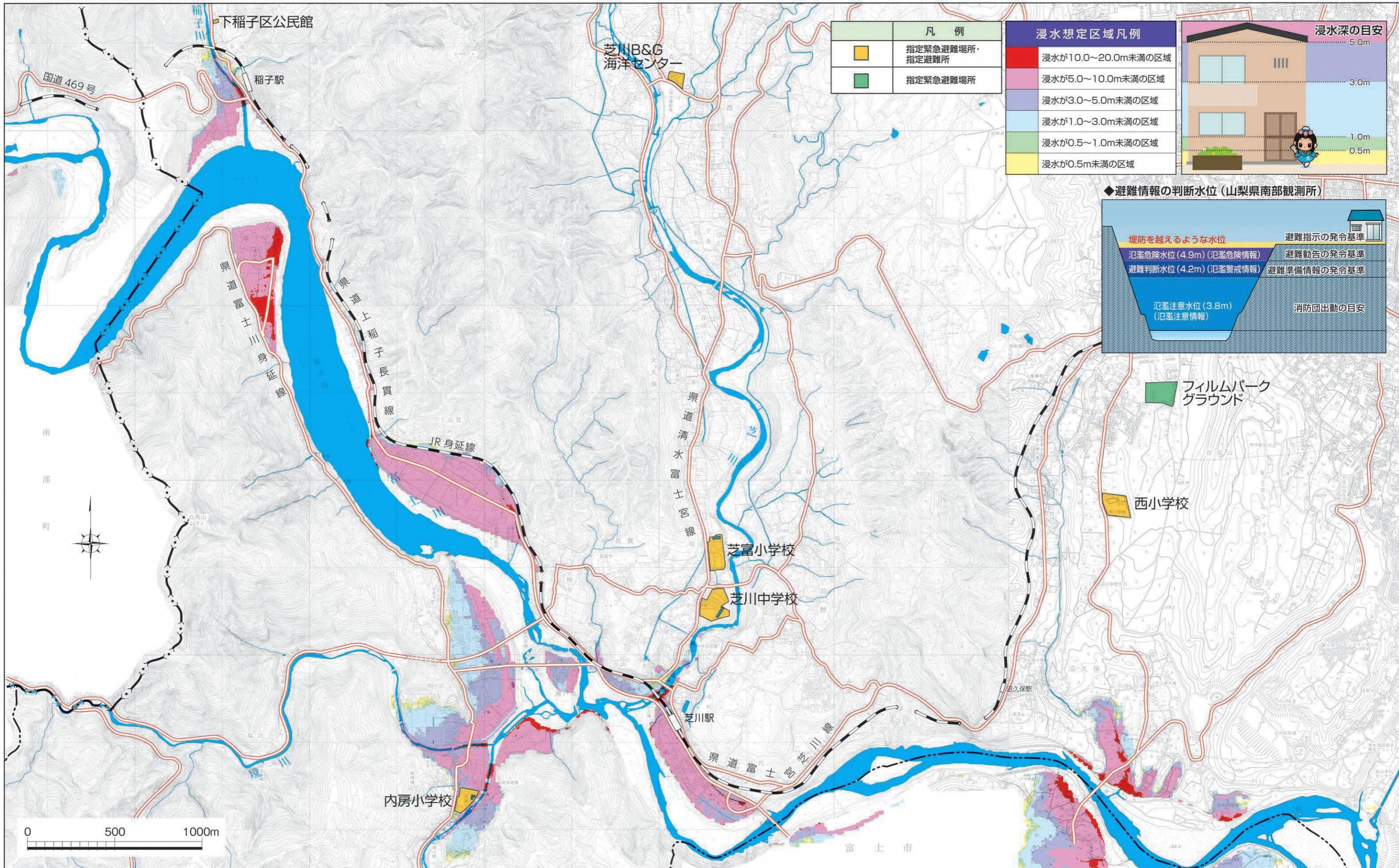
国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所

<https://mytimeline.river.or.jp/>

洪水灾害

富士川洪水ハザードマップ

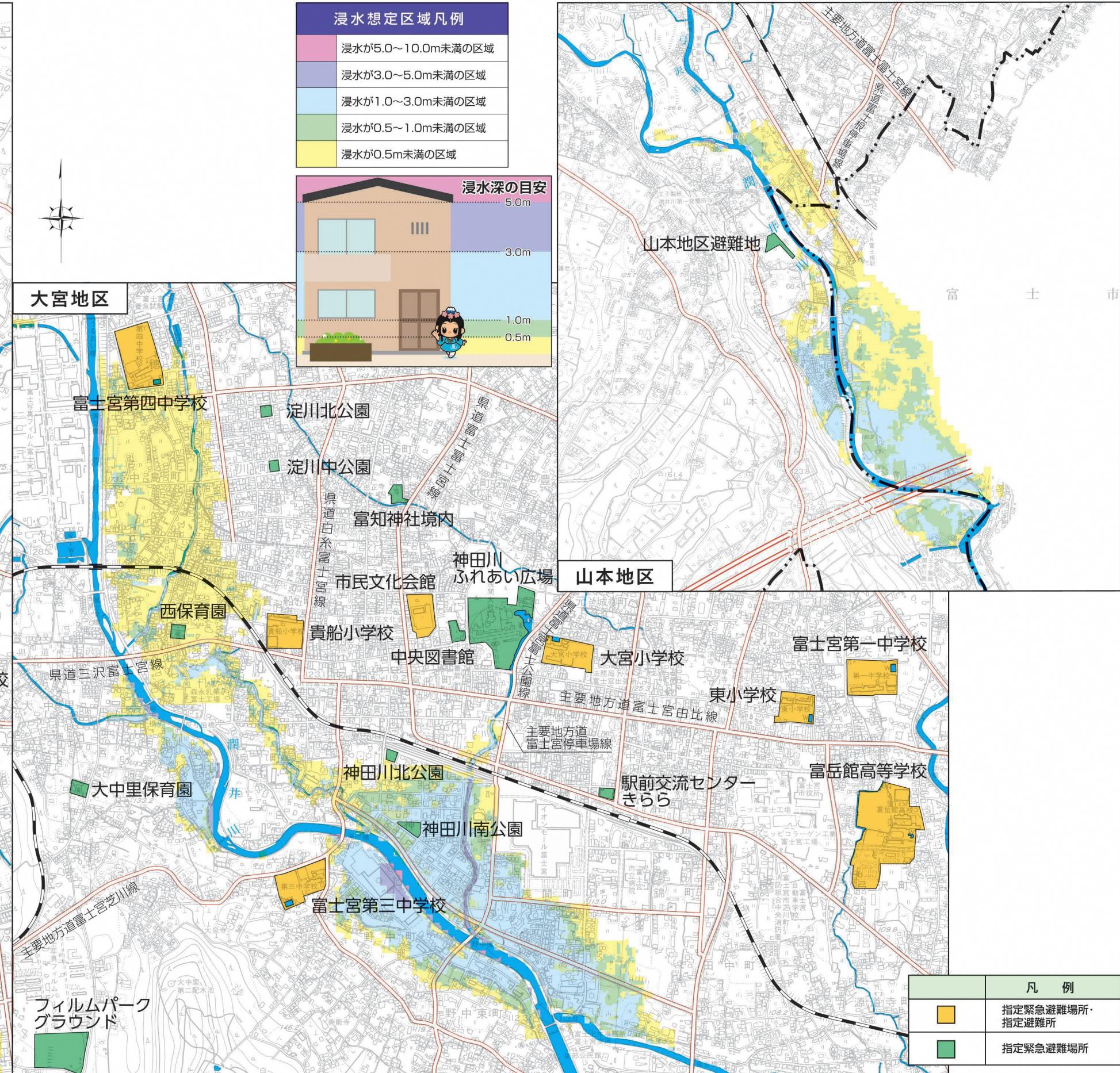
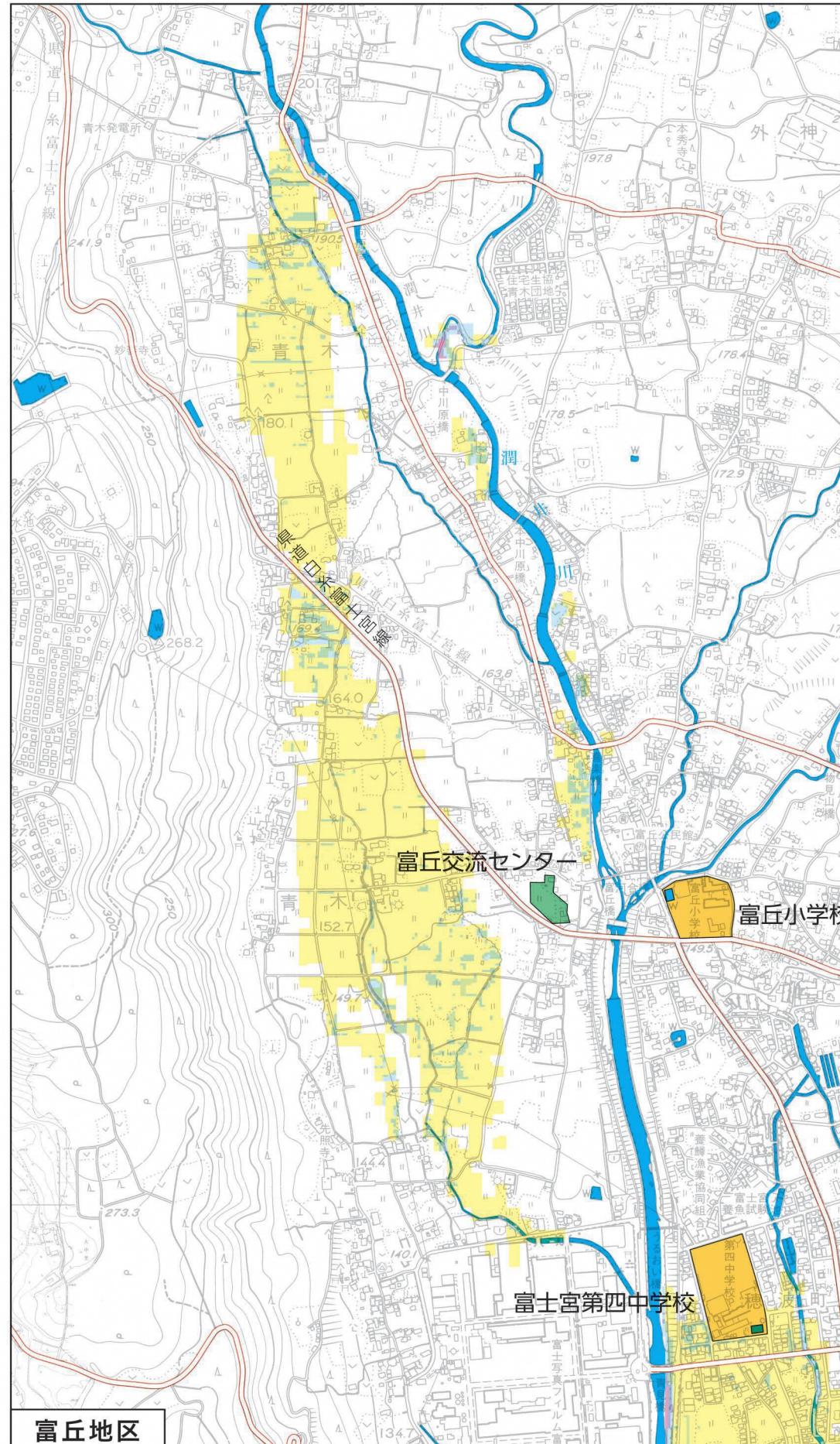
この浸水想定区域図は、富士川が想定される最大規模の氾濫（外水氾濫）が発生したときに、浸水が予想される範囲、浸水の深さ、避難情報（避難勧告等）を表したもので。ただし、自然現象が対象となるので市から発表される避難情報だけに頼らず、周囲の状況を判断した上で危険と判断されるとときは早目の避難をお願いします。



洪水灾害

潤井川浸水想定区域(外水氾濫)

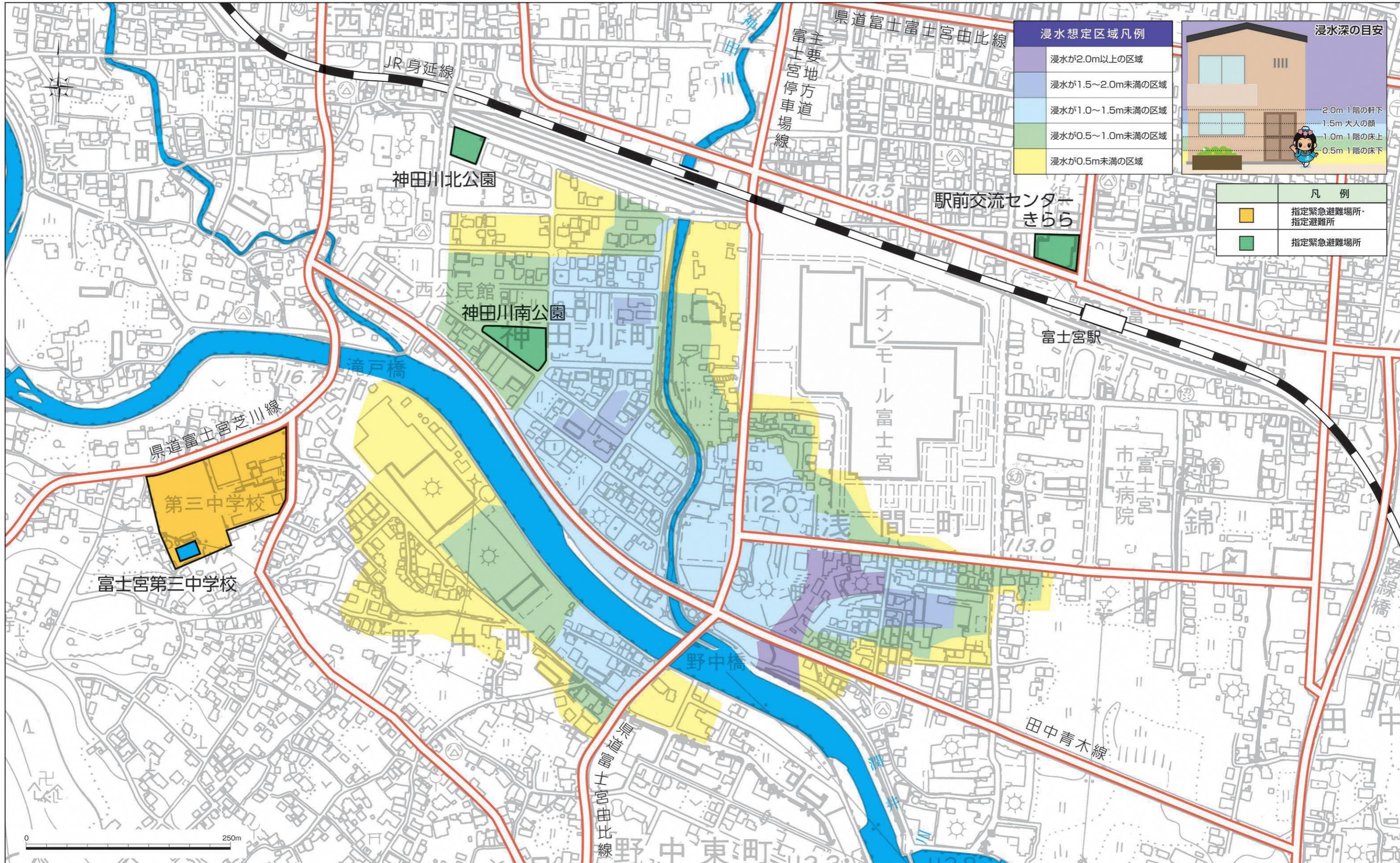
この浸水想定区域図は、潤井川で想定される最大規模の氾濫（外水氾濫）が発生したときに浸水が予想される範囲、浸水の深さを表したもので。潤井川の避難情報（避難勧告等）は、観測場所の水位（裏表紙のサイボスレーダー参照）、市内各所の雨量、消防団等からの情報を総合的に判断して発令します。ただし、自然現象が対象となるので市から発表される避難情報だけに頼らず、周囲の状況を判断した上で危険と判断されるときは早目の避難をお願いします。



洪水灾害

潤井川浸水想定区域(内水氾濫)

この浸水想定区域図は、大雨によりはけきらなくなった雨水等が、潤井川流域の平坦地へ流れ込むことにより浸水(内水氾濫)したときに予想される範囲、浸水の深さを表したものです。潤井川の避難情報(避難勧告等)は、観測所の水位(裏表紙のサイボスレーダー参照)、市内各所の雨量、消防団等からの情報を総合的に判断して発令します。ただし、自然現象が対象となるので市から発表される避難情報だけに頼らず、周囲の状況を判断した上で危険と判断されるときは早目の避難をお願いします。



土砂災害

近年、全国各地で大きな土砂災害が発生しており、私たちの暮らしに大きな被害を及ぼしています。土砂災害とは、がけ崩れ、土石流、地すべりのことをいい、勾配の急な山やがけ、渓流のある地域に発生します。

◆ 土砂災害の形態

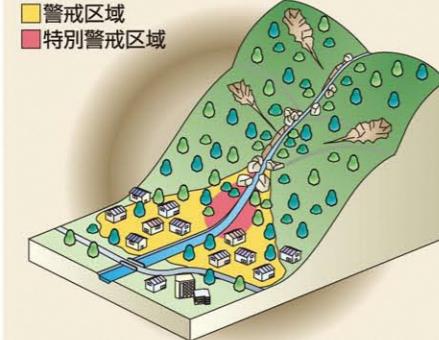
● がけ崩れとは



雨や地震などの影響によって、土の抵抗力が弱まり、急激に斜面が崩れ落ちる現象。

人家を襲うと逃げ遅れる人も多く死者の割合も高くなっています。

● 土石流とは



山や谷（渓流）の土砂や木の一部が長雨や集中豪雨などで水と一緒に下流へ押し流される現象。流れの速さは時速20～40kmという速度で一瞬のうちに人家や畑などを壊滅させてしまいます。

● 地すべりとは



大雨や長雨等により雨水が地面にしみこみ、地下水の力によって持ち上げられた地面がゆっくりと斜面下方へ動き出す現象。

一般的に広範囲にわたり動くため、甚大な被害を及ぼす可能性が高くなっています。

◆ 土砂災害警戒区域（特別警戒区域）の指定について

富士宮市には、土砂災害危険箇所が404箇所（令和3年3月31日現在）あります。静岡県では、平成20年度から土砂災害防止法に基づいて土砂災害危険箇所の基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域（特別警戒区域）の指定を行っています。警戒区域等に指定されると市では、ハザードマップの配布等により、警戒避難態勢の整備を行います。

※土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

・土砂等の崩壊によって、被害のおそれのある区域であり、対象区域の世帯には、ハザードマップを配布します。

407箇所

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

・土砂等の崩壊によって、住宅等の建築物が崩壊し、住んでいる人の生命や身体に大きな危害を生ずるおそれのある区域であり、開発行為に規制があり、建築物の移転を求められることもあります。

349箇所



※令和3年3月31日現在

◆ 土砂災害警戒（特別警戒）区域に該当する地区

土砂災害警戒情報が発表された場合、市では以下の地区に対して、原則、避難勧告を発令します。ただし、発令に当たっては、その他の防災情報や現地の状況等を総合的に判断することになりますので、防災ラジオを購入するなど、正しい情報を入手できるようにしてください。

対象地区一覧表

青木区	内房第2区	上稻子区	下稻子区	杉田5区	貫戸区	村山1区
青木平区	内房第3区	上柚野区	下条下区	杉田6区	沼久保区	村山2区
安居山1区	内房第4区	上羽鮒区	下柚野区	高原区	半野区	村山3区
安居山2区	馬見塚区	狩宿区	下羽鮒区	田中区	麓区	山宮2区
栗倉1区	大岩1区	北山1区	精進川上区	外神区	星山1区	山本区
猪之頭区	大久保区	北山2区	精進川下区	鳥並区	星山2区	
内野区	大中里区	北山4区	杉田3区	長貴区	万野3区	
内房第1区	上井出区	黒田区	杉田4区	西山区	万野4区	

※対象地区は、静岡県の指定状況により増える可能性があります。

※令和3年3月31日現在

◆ 情報収集について

◆ 危険箇所等の確認方法

自分のお住まいや周辺地域の危険状況を事前に把握するとともに、ハザードマップで避難経路、避難場所を確認してください。

静岡県砂防課のページ

<http://doboku.pref.shizuoka.jp/sabou/doshahou/fujinomiya.htm>



富士宮市内の危険箇所の詳細な情報を閲覧することができます。

静岡県地理情報システム

<https://www.gis.pref.shizuoka.jp/?mp=9001-1shizuokasabu/>



静岡県内の危険箇所を地図上に表示して閲覧することができます。

市が作成したハザードマップ

位置図、土砂災害警戒（特別警戒）区域図、避難経路、避難場所等が記載されており、市役所（危機管理局）や対象区域の自主防災会長等にお問い合わせください。



◆ 防災ラジオの購入、同報無線メール配信サービスの登録

大雨や台風時には、同報無線が聞き取りにくいくこともあります。正しい情報を迅速に入手するためには、防災ラジオの購入（1台3,800円）や、同報無線で放送した内容を携帯電話等のメールで受信して、文字で確認することができる同報無線メール配信サービス（登録無料）もありますので、ご登録をお願いします。

富士宮市同報無線メール配信サービス

<https://plus.sugumail.com/usr/fujinomiya/home>

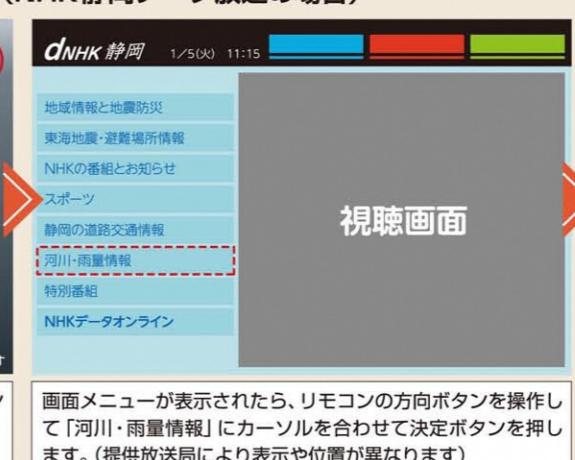
※フィーチャーホンの場合は下記URLから登録してください
<https://m.sugumail.com/m/fujinomiya/home>



◆ テレビのデータ放送による確認

データ放送対応テレビを利用して防災情報を入手する事ができます。まずは、お使いのテレビのリモコンのボタンの中に「dボタン」があるか確認してみましょう（お使いのテレビの機種によって、データ放送に対応していないものがあります。）。

データ放送の操作方法(NHK静岡データ放送の場合)



家庭内の安全対策

感震ブレーカーの設置

感震ブレーカーとは、大規模な地震が発生した際、ブレーカーを自動的に落として電気を遮断し、停電復旧時に発生する電気火災を防ぐ機器です。東日本大震災では、火災発生件数のうち、出火原因が特定されたものの約6割が電気関係によるものでした。

富士宮市では、感震ブレーカーを設置する世帯に対し、その費用の一部を補助します。

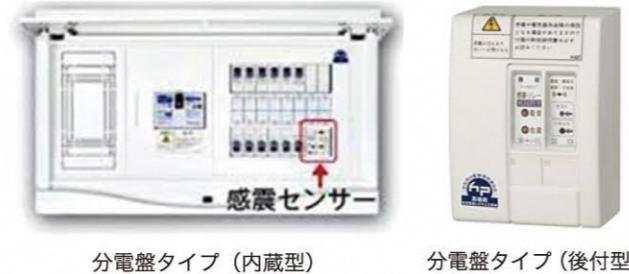
【補助の対象者】

- 市内に住宅を所有し、または居住する人（ただし、賃貸目的の住宅への設置については、当該住宅の居住者に限ります。）

【補助金の額】

- 市内の電気工事業者が施工する感震ブレーカーの購入及び設置費用の3分の2以内で、上限額は2万5千円です。（1世帯につき1個限りの補助です。）

※その他補助要件等については担当までお問合せください
※記載の補助要件は令和3年度のものです



お問い合わせ
富士宮市役所 危機管理局 ☎0544-22-1319(直通)

家具の固定（転倒防止）

防災用品による固定（金具による固定が必要ないもの）



防災用品による固定（金具による固定が必要なもの）



その他の方法



*隙間を埋める家具は、固定する家具のサイズにあつた重丈のものを用意しましょう。

内容物の保護

地震が発生したとき、転倒した家具はもちろん、飛び出した家具の中身が避難の妨げになる可能性があります。

戸棚のガラス部分には、飛散防止フィルムを貼ってガラスや棚の中身が飛散するのを防ぎましょう。また、ラックや本棚には落下防止バンドを取付けましょう。



プロジェクト「TOUKAI-O」

平成23年3月15日に発生した静岡県東部地震により、富士宮市は震度6の地震が記録され、住宅瓦等の破損やブロック塀の転倒などの被害が発生しました。

今後発生するだろう東海地震については、これより被害が大きいと想定されており、『TOUKAI-O』は東海地震による家屋の倒壊などによる死者をゼロにすることを目標に、昭和56年5月31日以前に建築された旧建築基準法の木造住宅の耐震化を促進し、震災時における人命の安全を確保するため進めている事業です。地震で命を失わないために、まずはわが家の耐震性を知り、必要な備えをすることが大切です。

あなたの家の地震対策は
お済みですか？



耐震診断は**無料**で受けられます。

補強計画や補強工事には補助金**ができます。**

（対象は昭和56年5月以前の木造住宅）

耐震補強で安心な住まいへ



診断は電話1本で！建築住宅課に電話でお申し込みください！

市が派遣する専門家『静岡県耐震診断補強相談士』による耐震診断を無料で受けられます。（今までに専門家の無料診断を受けられた木造住宅は除く。）



補強計画の作成費及び耐震補強工事費に対して補助金を交付します！

工事箇所、工事費を検討して、補強設計を作成します。
補強計画に基づき、耐震補強工事を実施します。

補助額	一般世帯	限度額100万円
	高齢者のみ世帯等	限度額120万円
補助限度額	耐震補強工事の8割	

補助金交付決定前に、設計等に着手すると交付金がもらえませんので、ご注意ください。また、補強計画の作成は、建築士事務所に属する『静岡県耐震補強相談士』に行ってもらう必要があります。



耐震補強工事で、税制の特例が受けられます。

所得税 基準額の10%控除（限度額25万円）

固定資産税 税額の1/2減額（1年間）

税制の特例を受けるためには、市等で発行する証明書が必要です。

お問い合わせ
富士宮市役所 建築住宅課 ☎0544-22-1229(直通)

※補助額は年度により変わることがあります。
※詳細については事前に建築住宅課までお問い合わせください。

非常持出品

南海トラフ巨大地震のような大規模地震が発生すると、自衛隊や消防が被災地に到着するにも時間がかかるため、迅速な救出活動が難しいだけでなく、救援物資もすぐには届きません。いつ起こるか分からぬ災害に備えるためには、自分の命は自分で守るという「自助」の考え方から、事前の準備をしておくことが重要です。

◆非常持出品、備蓄品の準備

大規模災害に備えて、非常持出品、備蓄品の準備をしておきましょう。非常持出品は、欲張りすぎると避難時に支障が生じる事がありますので、自分に合ったものを用意しましょう。

非常持出品	<input type="checkbox"/> 非常食(カンパン、缶詰など)	<input type="checkbox"/> 軍手
	<input type="checkbox"/> 飲料水	<input type="checkbox"/> 救急医薬品(キズ薬、ばんそうこう、解熱剤、かぜ薬、胃腸薬、目薬など)、衛生用品、生理用品
	<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ(予備の電池)	<input type="checkbox"/> 処方薬(お薬手帳)
	<input type="checkbox"/> 懐中電灯(予備の電池・電球)	<input type="checkbox"/> 感染症対策品(マスク、手指消毒液など)
	<input type="checkbox"/> ろうそく	<input type="checkbox"/> 貴重品(預貯金通帳、印鑑など)
	<input type="checkbox"/> ヘルメット(防災ずきん)	<input type="checkbox"/> 現金
	<input type="checkbox"/> ライター(マッチ)	<input type="checkbox"/> 健康保険証のコピー
	<input type="checkbox"/> ティッシュ	<input type="checkbox"/> 住民票のコピー
	<input type="checkbox"/> タオル	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード
	<input type="checkbox"/> ビニール袋	<input type="checkbox"/> 雨具、防寒着など
備蓄品	<input type="checkbox"/> 上着	<input type="checkbox"/> 携帯電話(予備バッテリーなど)
	<input type="checkbox"/> 下着	<input type="checkbox"/> 食料(缶詰、レトルト食品、ドライフード、栄養補助食品など)
	<input type="checkbox"/> 食料(調味料、スープ、みそ汁など)	<input type="checkbox"/> 鍋、やかん
	<input type="checkbox"/> 食料(チョコレート、のどあめ、梅干など)	<input type="checkbox"/> 簡易食器(わりばし、紙皿、紙コップなど)
	<input type="checkbox"/> 水(1人当たり1日3㍑)	<input type="checkbox"/> ラップ、アルミホイル
	<input type="checkbox"/> 燃料(卓上コンロ、固形燃料、予備のガスボンベなど)	<input type="checkbox"/> ウェットティッシュ、トイレットペーパー、使い捨てカイロ、マスク、新聞紙、裁縫セットなど
	<input type="checkbox"/> 毛布、タオルケット、寝袋など	<input type="checkbox"/> 携帯トイレ
	<input type="checkbox"/> 洗面用具(歯ブラシ、石けん、タオル、ドライシャンプーなど)	<input type="checkbox"/> 予備のめがね、予備の補聴器など
		<input type="checkbox"/> 工具類(ロープ、バールなど)
		<input type="checkbox"/> ナイフ、缶切り

*備蓄品のうち、食料及び水は、7日分以上用意しましょう。

◆その他必要な物品

家庭環境によっては、上記の物品以外にも用意しなければならない物があります。以下の例を見ながら考えてみましょう。

①乳幼児がいる家庭の例

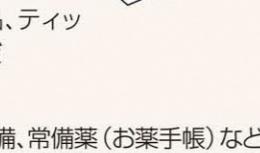
ミルク、哺乳瓶、離乳食、スプーン、おむつ、洗浄綿、おぶい紐、バスタオルまたはベビー毛布、ガーゼ、バケツ、ビニール袋、石けんなど

②妊婦がいる家庭の例

脱脂綿、ガーゼ、サラシ、T字帯、洗浄綿、新生児用品、ティッシュ、ビニール風呂敷、母子手帳、新聞紙、石けんなど

③要介護者がいる家庭の例

着替え、おむつ、ティッシュ、障害者手帳、補助具などの予備、常備薬(お薬手帳)など



◆ローリングストック法

日常生活で使用する食材やレトルト食品を、備蓄品の中から消費し、その都度買い足すことで備蓄品を新しい状態で保つ事をローリングストック法といいます。日常的に防災用品をチェックする事もできます。



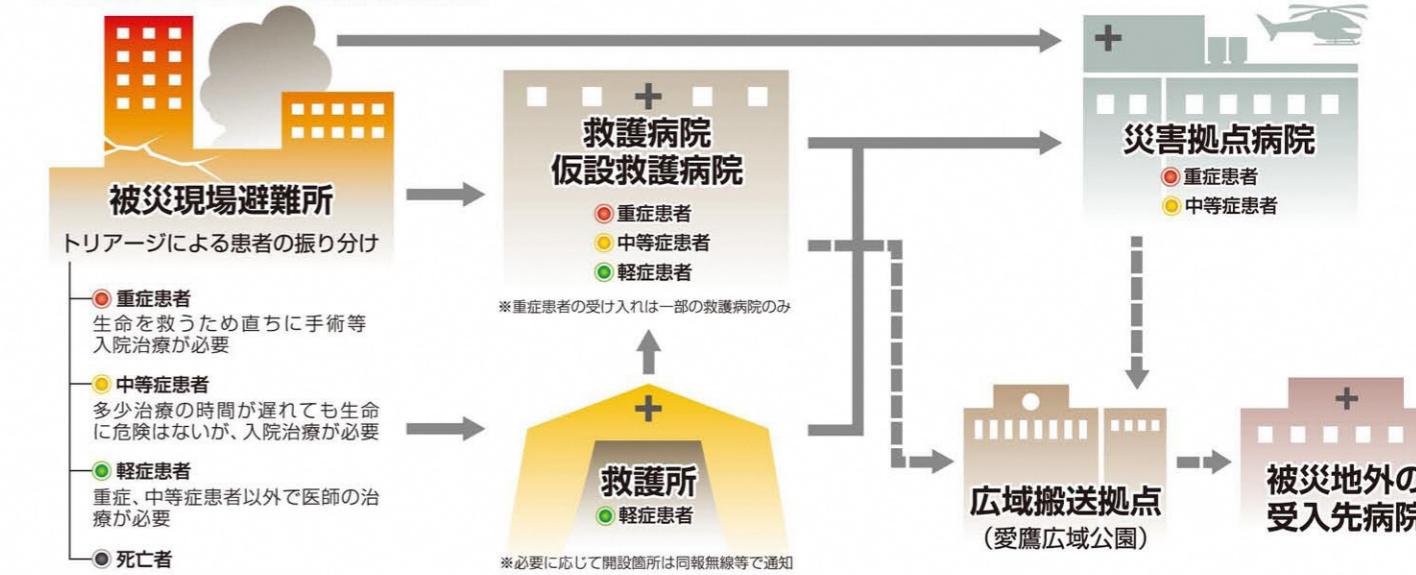
新しい缶詰を一番下に補充します。

災害時の医療救護活動

◆災害時の医療救護活動

大規模な地震等が発生したときには、多数の負傷者が予想されますが、すぐに医者による治療が受けられるとは限りません。負傷者を発見した場合は、まず応急手当を行い、傷病の程度に応じて救護所等の医療救護施設に搬送するようしてください。

◆大規模災害時の医療救護体制



◆災害時傷病者搬送先一覧 (富士宮市災害時等医療救護計画より抜粋)

医療救護対象者	医療救護施設	対応場所
重症患者	災害拠点病院で対応困難な重症患者	被災地外の受入先病院
	他の医療機関で処置の困難な重症患者とクラッシュ症候群発症者	災害拠点病院
	生命を救うため、直ちに手術等入院治療が必要とする者	災害拠点病院 一部の救護病院
中等症患者	開放骨折患者等を中心とした中等症患者	災害拠点病院
	治療の時間が多少遅れても、生命に危険はないが入院治療を必要とする者	救護病院 仮設救護病院
軽症患者	上記以外のもので医師の治療を必要とする者	救護病院
死亡者	検査(死亡の確認)	医療救護施設※2
	口腔外科処置を必要とする傷病者の処置	歯科救護所
3 高度・特殊医療を要する在宅療養患者	①人工透析医療を要する者 ②定常的な治療を要する難病患者など ③人工呼吸器等高度・特殊医療機器の装着を要する者など	透析施設 かかりつけの医療機関
4 災害時の異常な状況下において、ストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者	ASD(急性ストレス障害)・PTSD(心的外傷後ストレス障害)などの症状が認められる者	避難所等における精神保健医療

※1 必要に応じて開設箇所は同報無線等で通知

※2 歯科救護所を除く

災害時の自主防災活動

◆ 災害発生から避難所入居まで

大規模災害により自宅が被災し、自宅での生活が困難になった場合や、避難勧告等により避難を余儀なくされた場合は、市の指定避難所で避難生活を送ることになります。ここでは、大規模地震の発生を例に挙げ、地震発生から市指定避難所への入居までの流れを紹介します。

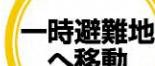
◆ 地震発生直後



- ・落ち着いて、まずは自分の身を守りましょう。
- ・可能な場合は、ドアや窓を開けて脱出口を確保します。
- ・揺れがおさまったら、身の回りの状況を確認し、隣近所の皆さんと声掛けを行ってください。



- ・消火、救出活動の実施
- ・負傷者の救護、救護所への搬送



- ・ブレーカーを落としてから自主防災会（町内会）等で決めた一時避難地へ行く。
- ・一時避難地は、火災等から一時的に身を守るための場所です。

状況が安定するのを待ちながら、今後の行動について話し合いましょう。



28ページへ

わが家は大丈夫！黄色いハンカチ作戦

「わが家は大丈夫！黄色いハンカチ作戦」とは、災害時に「わが家は大丈夫。」「他の方を助けてほしい。」という目印として、道路から見える場所に黄色いハンカチを掲げていただくものです。ハンカチを掲げていない家庭には、ご近所、地域の人、消防、警察の救助が早く行われます。このように、黄色いハンカチを掲げることで『安否確認』を短時間で容易に行うことができます。

富士宮市では、この作戦を自主防災会に推進していますので、定期的な訓練をお願いします。なお、黄色いハンカチは、市役所で1枚400円（平成28年2月末日現在）で販売しています。

連絡先：TEL 0544-22-1319

危機管理局危機管理担当

黄色いハンカチを掲げる基準は
市内で「震度5強以上」の地震が発生したとき
※この場合、市の同報無線でもお知らせします。



◆ 市指定避難所の開設と運営

避難所の開設

- ・市の指定避難所に到着しても、開放されているとは限りません。
 - ・応急危険度判定士が避難所の施設を調査し、使用可能と判断したときに市と施設管理者が協力して避難所となる施設等を開設します。
- ※耐震性の高い建物については、施設管理者等の判断で開放できる場合もあります。



避難所の運営

避難所生活は、災害による精神的な不安や日常生活の不便、共同生活による不自由等が生じます。そのため、避難住民がお互いに助け合い、協力して秩序ある避難所生活が営まれるような配慮が必要となります。

★運営組織の設置

避難所運営の中心人物を選出し、「避難所運営委員会」を設置します。避難所運営委員会が陣頭指揮をとりながら、避難所の運営に当たり、以下の業務を行います。



居住グループ、部屋割り

- ・世帯を1つの単位とし、最大40人程度の居住グループを編成します。
- ・血縁関係や居住地域の人同士が集まるよう配慮します。
- ・居住空間、通路等の利用スペースの決定を行います。

避難者名簿の作成

- ・避難所に保管されている避難者名簿を作成し、それを基に避難所入所登録簿を作成します。

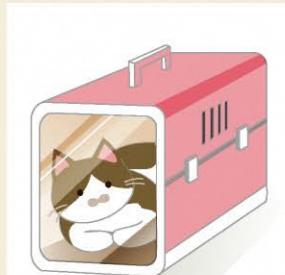
運営本部会議

- ・1日1~2回開催し、情報の収集・伝達、役割等を確認します。

避難所生活での心得

ペットの管理

共同生活を行う避難所では、同行避難させたペットの飼育をめぐるトラブルが発生しやすいことや、動物アレルギーの人がいる可能性もあるため、避難所の居室部分への持ち込みは禁止されています。飼い主は、常にペットの行動、ペットを取り巻く環境を理解し、責任を持って管理しなければいけません。



女性への配慮

長期化した避難生活を強いられた東日本大震災では、女性に対する視点が不足していたことから、女性専用のスペースの設置等について配慮する必要があります。

◆ 自治会への加入について

地域での助け合いを実践するには、防災訓練などに参加し、平常時から隣近所同士のつながりを持つことが大切です。いざというときに備えるためにも自治会への加入と防災訓練への参加をお願いします。

富士宮市の防災訓練

8月最終日曜日：総合防災訓練
12月第1日曜日：地域防災訓練

指定避難所一覧

○避難所

災害により住宅を失った人、住宅が破損して生活できない状態の人が一時的に避難生活をする場所

地区名	地区本部	施設名	自 主 防 災 会
大宮 東	第一中学校	東 小 学 校	咲花区・大和区・瑞穂区
		第一 中 学 校	阿幸地区(1~3、5、6町内)・日の出区
大宮 中	第二中学校	第二 中 学 校	木の花区・城山区
		大 宮 小 学 校	常磐区・神田区・浅間区
大宮 西	市民文化会館	市民文化会館	福地区・神賀区・神立区・宮本区・高嶺区
		貴船 小 学 校	貴船区・松山区・羽衣区
大宮 南	西公民館	第三 中 学 校	野中1区・野中2区・野中3区・野中4区・神田川区
		西 小 学 校	安居山1区・安居山2区・沼久保区
大宮 北	富士宮北高等学校	富士宮北高等学校	三園平区・琴平区・二の宮区・淀師区(1、2、5~8、10町内)・淀橋区(1~4、6、8町内)
大富士 富士見	大富士交流センター	大富士 小 学 校	万野1区・万野3区・万野4区・万野希望区
		大富士 中 学 校	万野2区・宮原1区・外神東区
		富士見 小 学 校	ひばりが丘区・富士見ヶ丘区・大岩3区・阿幸地区(4町内)
黒田	南部公民館	黒田 小 学 校	黒田区・星山2区
		星陵 高等学校	貫戸区・星山1区・高原区・高原1区・高原2区・山本区
小泉 西	富士宮東高等学校	富岳館 高等学校	源道寺区・清水窪区・田中区
		富士宮東高等学校	上小泉区・小泉6区・大岩2区
富士根南	富士根南公民館	富士根南 小 学 校	小泉1区・小泉2区・小泉3区・小泉4区・小泉5区
		富士根南 中 学 校	杉田1区・杉田2区・杉田3区・杉田4区・杉田5区・杉田6区・大岩1区

地区名	地区本部	施設名	自 主 防 災 会
富士根北	富士根北公民館	栗倉 分校	栗倉3区
		富士根北小学校	栗倉1区・栗倉2区・栗倉南区・舟久保区・村山1区(3町内)
		富士根北中学校	村山1区(1、2町内)・村山2区・村山3区・栗倉4区
富丘 南	第四中学校	第四 中 学 校	大中里区・淀橋区(5、7町内)・淀師区(3、4、9町内)
富丘 北	富丘交流センター	富丘 小 学 校	青木区・青木平区
		富士宮西高等学校	外神区・宮原区
北山	北山会館	北山 小 学 校	北山1区・北山2区
		北山 中 学 校	北山3区・北山4区
		山宮 小 学 校	山宮1区・山宮2区・山宮3区・山宮4区
上野	上野会館	上野 小 学 校	馬見塚区・下条上区・下条下区
		上野 中 学 校	精進川上区・精進川下区・上条上区・上条下区
白糸	白糸会館	白糸 小 学 校	内野区・原区・半野区・狩宿区
上井出	上井出民会館	人穴 小 学 校	人穴区
		西富士 中 学 校	芝山区
		上井出 小 学 校	上井出区
猪之頭	井之頭小学校	根原 分校	根原区
		井之頭 小 学 校	猪之頭区
		井之頭 中 学 校	麓区・富士丘区
柚野	柚野小学校	柚野 小 学 校	大鹿窪区・猫沢区・上柚野区・下柚野区・鳥並区・明光台区
		柚野 中 学 校	
大久保 長羽	芝川会館	芝富 小 学 校	大久保区・長貫区(砂原1、2町内、楠金)
		芝川 中 学 校	長貫区(上長貫、橋場、川合)・上羽鮈区・下羽鮈区・香葉台区
稻子	稻子小学校	稻子 小 学 校	上稻子区
		下稻子区公民館	下稻子区
内房	内房小学校	内房 小 学 校	内房第1区・内房第2区・内房第3区・内房第4区
西山	芝川B&G海洋センター	芝川B&G海洋センター	西山区・稗久保区

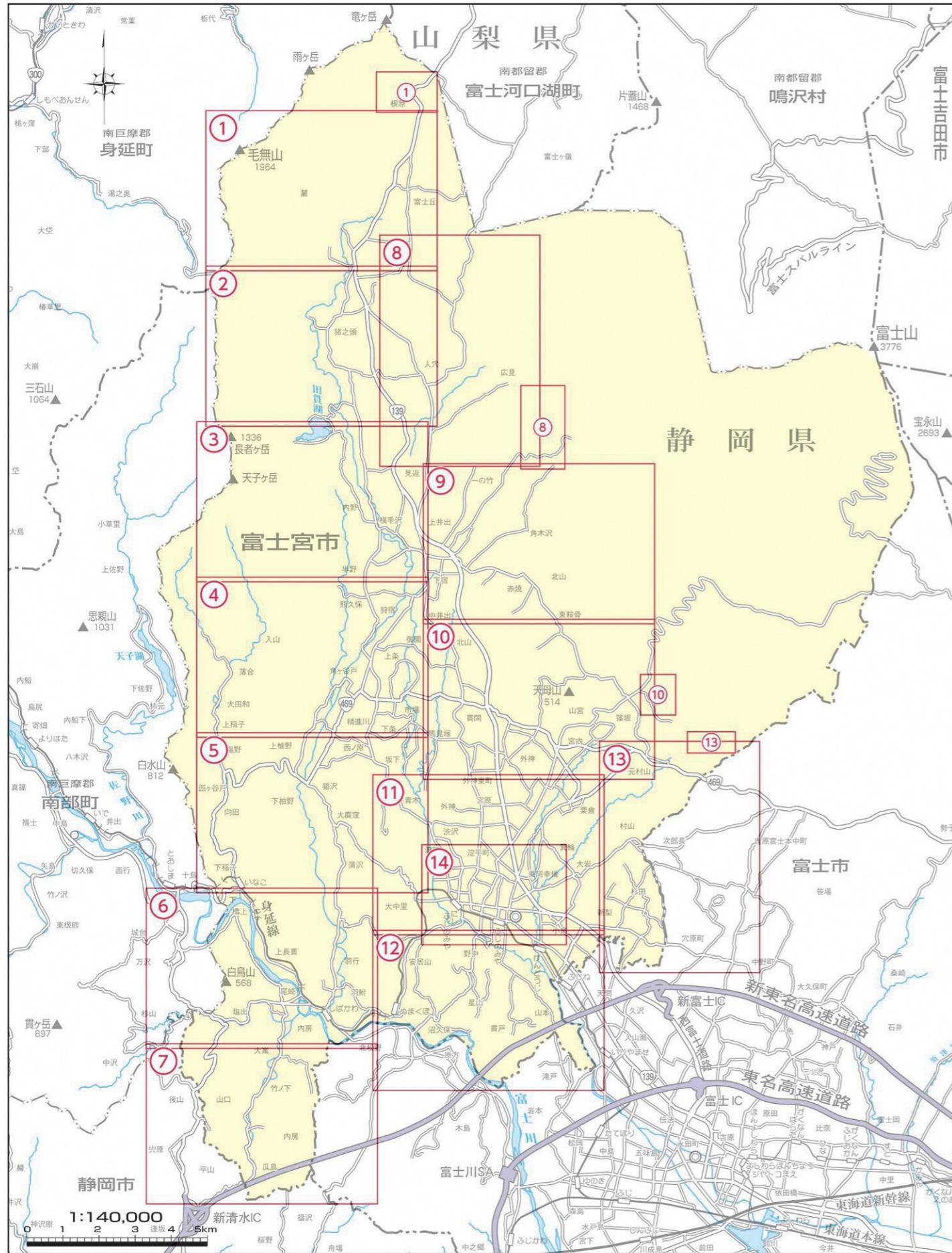
指定緊急避難場所一覧

避難場所 災害が発生し、避難が必要と認められる時に、避難する場所及び建物

No	施設名	地震	大規模火事	洪水	土砂	火山現象	指定避難所との重複
1	東小学校	○				○	○
2	駅前交流センター からら					○	
3	市民体育館					○	
4	第一中学校	○				○	○
5	第二中学校	○	○			○	○
6	城山公園	○	○				
7	大宮小学校	○		○		○	○
8	市民文化会館			○	○		○
9	中央図書館	○					
10	神田川ふれあい広場	○					
11	富知神社境内	○					
12	貴船小学校	○		○		○	○
13	第三中学校	○	○	○		○	○
14	白尾山公園	○					
15	神田川北公園	○					
16	神田川南公園	○					
17	西小学校	○		○	○	○	○
18	フィルムパークグラウンド	○					
19	富士宮北高等学校	○	○	○			○
20	大富士小学校	○				○	○
21	大富士中学校	○				○	○
22	大富士交流センター				○		
23	富士見小学校	○			○		○
24	市営舞々木墓地	○					
25	外神東公園	○					
26	黒田小学校	○			○	○	○
27	星陵高等学校	○	○	○			○
28	山本地区避難地	○					
29	富岳館高等学校	○		○	○		○
30	富士宮東高等学校	○	○				○
31	富士根南小学校	○		○		○	○
32	富士根南中学校	○			○	○	○
33	杉田区民センター	○					

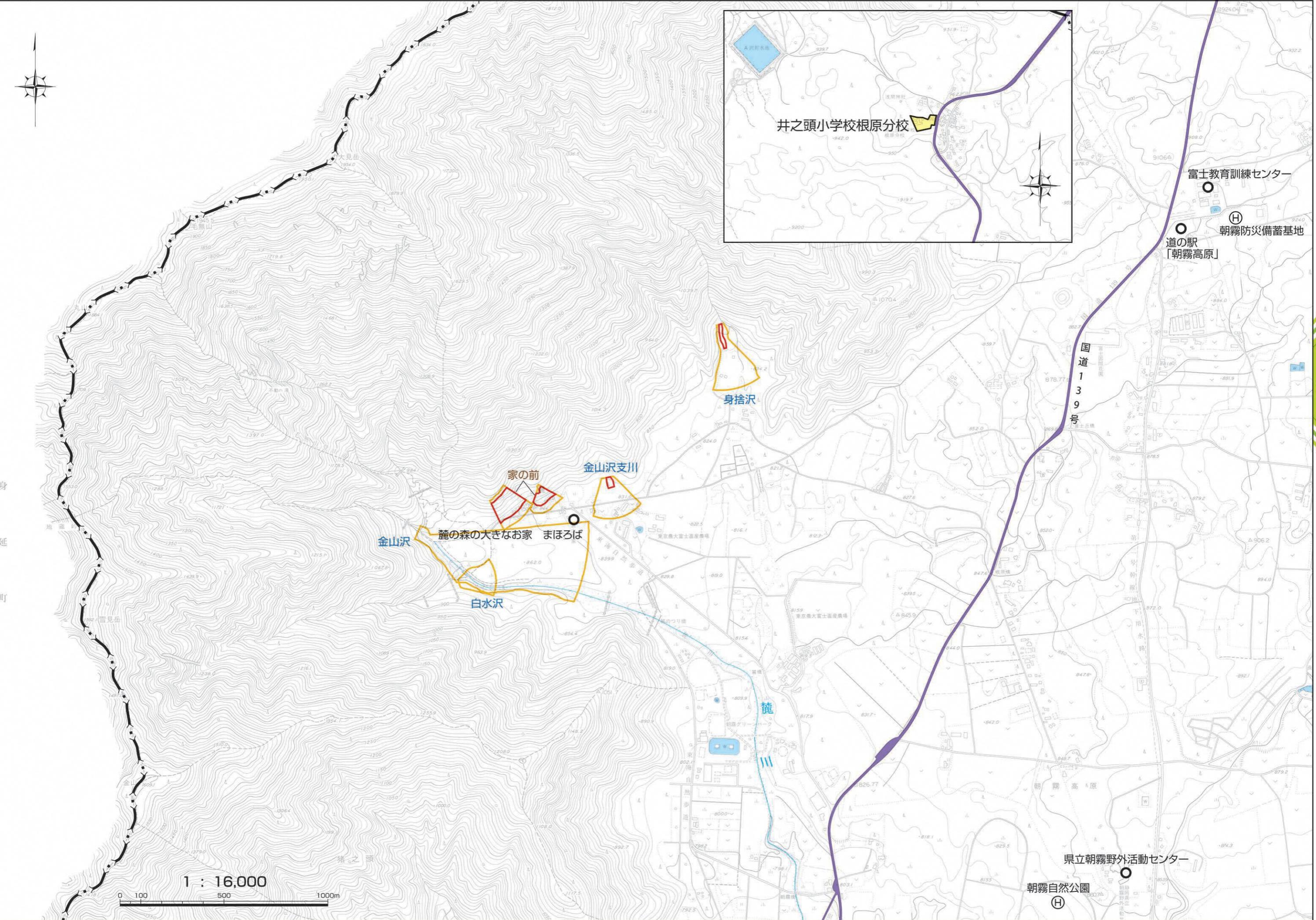
No	施設名	地震	大規模火事	洪水	土砂	火山現象	指定避難所との重複
34	栗倉分校	○					○
35	富士根北小学校	○					○
36	舟久保団地市有地	○					
37	富士根北中学校	○					○
38	第四中学校	○	○	○	○		○
39	淀川北公園	○					
40	淀川中公園	○					
41	西保育園	○					
42	大中里こども園	○					
43	富丘小学校	○					○
44	富丘交流センター					○	○
45	富士宮西高等学校	○					○
46	北山小学校	○					○
47	北山中学校	○					○
48	北山会館					○	
49	山宮小学校	○				○	○
50	上野小学校	○					○
51	上野中学校	○					○
52	上野会館					○	
53	白糸小学校	○				○	○
54	人穴小学校	○				○	○
55	西富士中学校	○					○
56	上井出小学校	○					○
57	上井出区民館					○	
58	根原分校	○					○
59	井之頭小学校	○				○	○
60	井之頭中学校	○				○	○
61	柚野小学校	○				○	○
62	柚野中学校	○					○
63	芝富小学校	○					○
64	芝川中学校	○	○	○	○	○	○
65	芝川公民館						○
66	稻子小学校	○				○	○
67	内房小学校	○			○	○	○
68	芝川B&G海洋センター	○			○	○	○
69	下稻子区公民館	○			○	○	○
70	宝町公園	○					

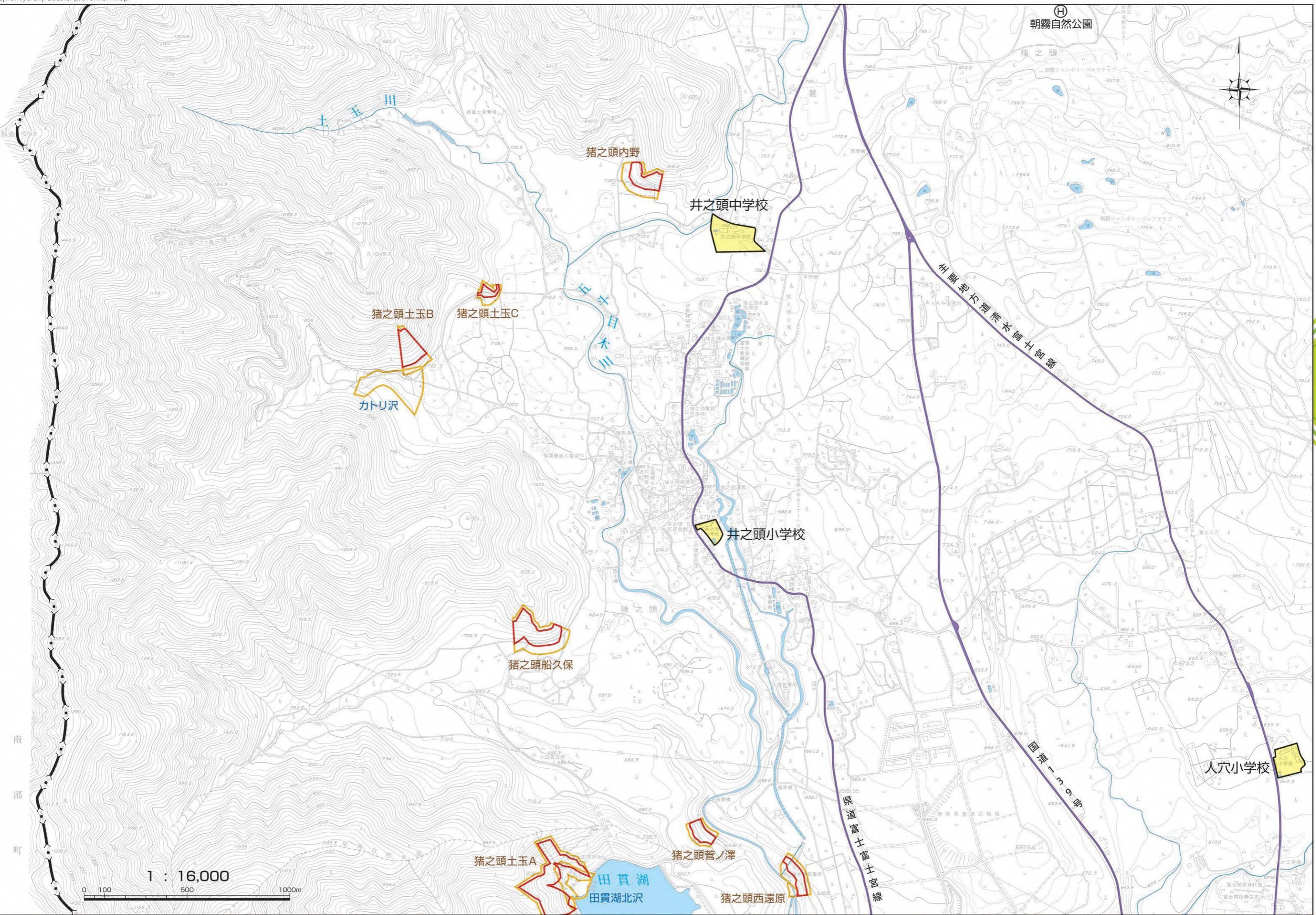
索引図

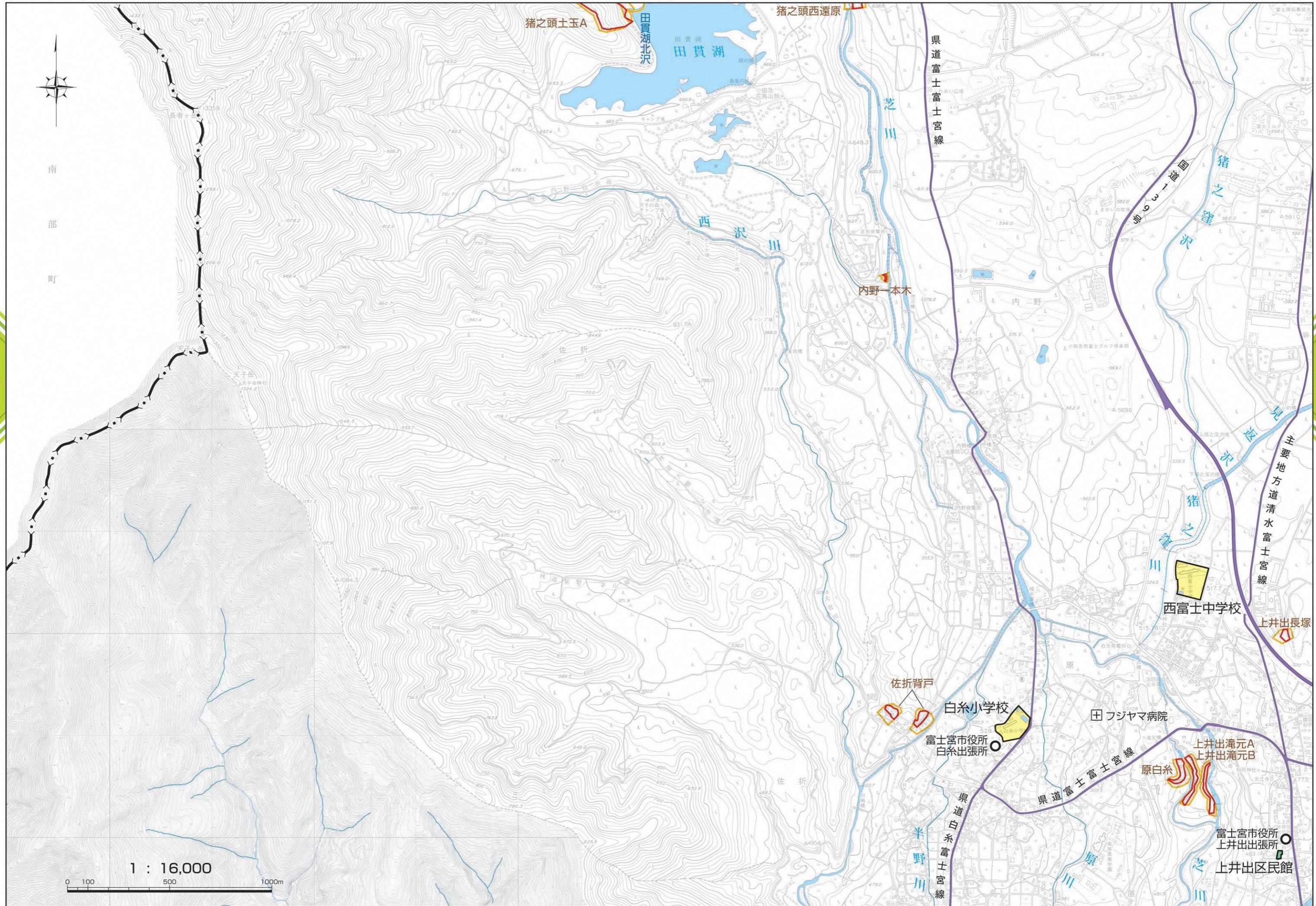


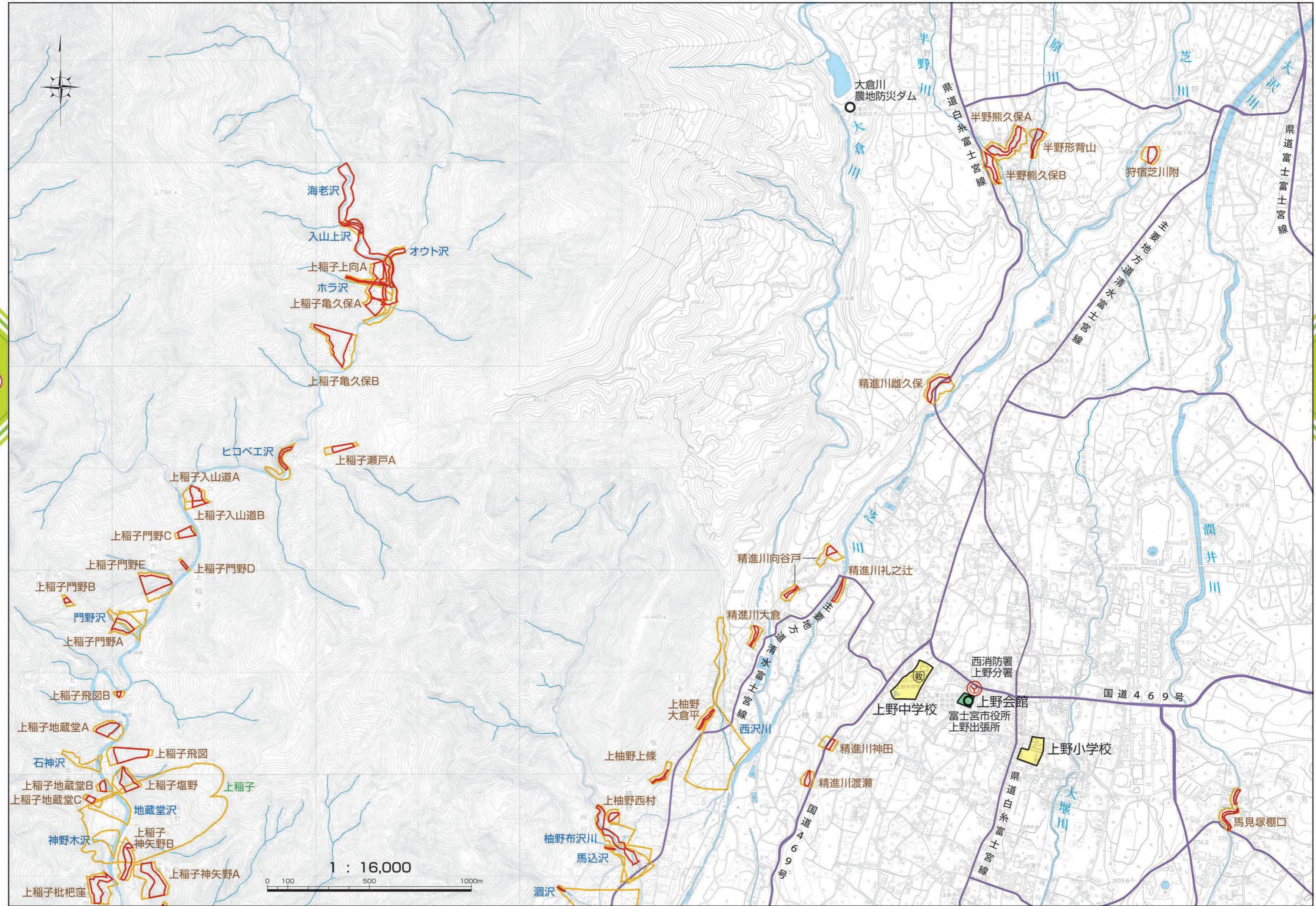
凡例

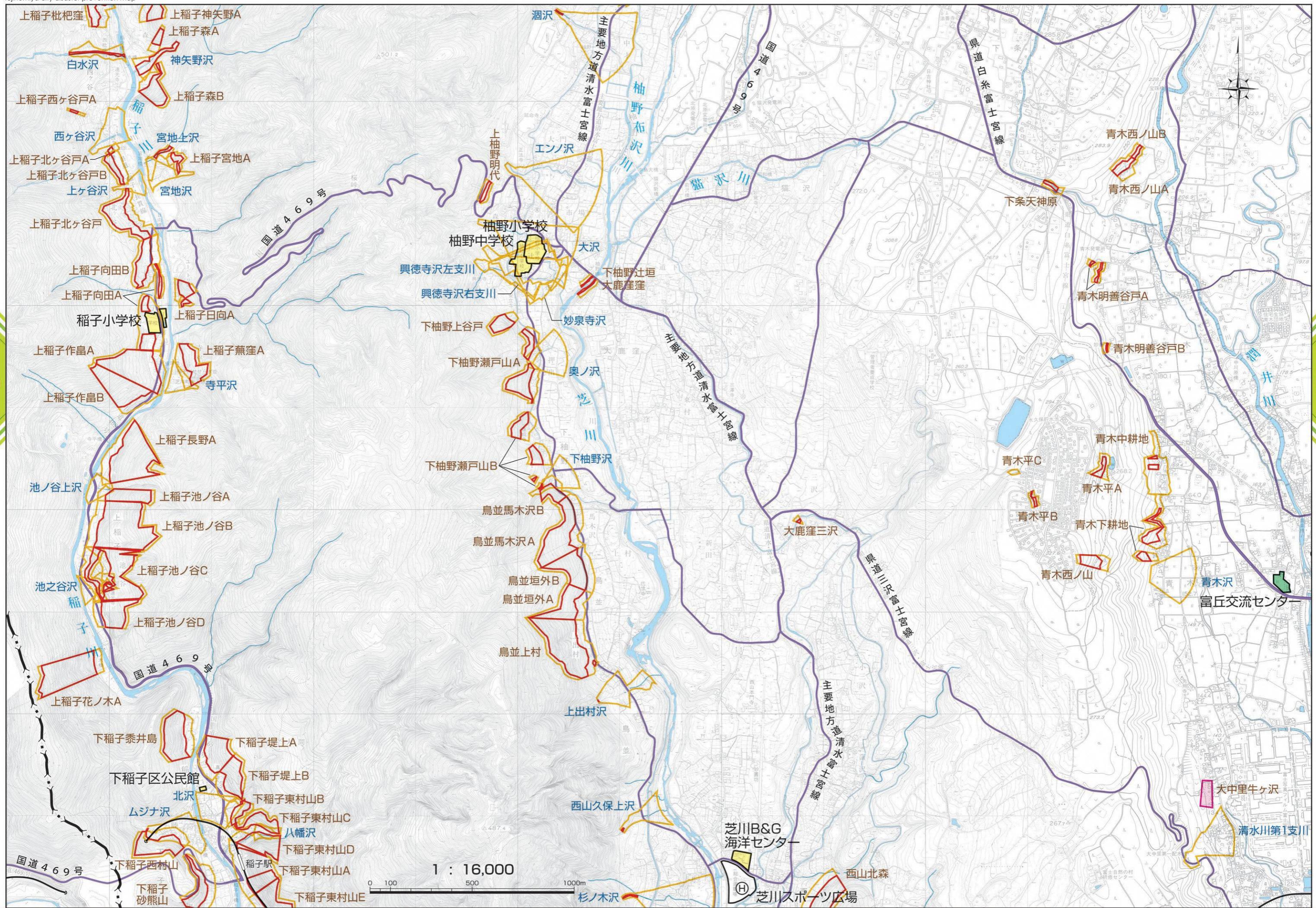
	凡 例	Legend	Modelo
○	市役所	City Hall	Prefeitura
○Y	消防本部	Fire Station Head Quarters	Sede do corpo de bombeiros
○Y	消防署	Fire Station	Quartel dos Bombeiros
◎	防災用ヘリポート	Disaster prevention heliport	Local Pouso e Decolagem dos Helicópteros
■	指定緊急避難場所・ 指定避難所	Emergency Evacuation Appointed Site・Evacuation site	Locais de refugio em caso de emergência •Local de Refúgio Estipulado pela cidade
■	指定緊急避難場所	Emergency Evacuation Appointed Site	Locais de refugio em caso de emergência
▨	緊急物資集積所	Emergency supplies storage point	Depósito de Suplementos de Emergência
—	緊急輸送路	Emergency transport route	Rota de Emergência
■	災害拠点病院	Disaster Center Hospital	Hospital base em caso de terremotos
■	救護病院・ 仮設救護病院	First-aid hospital・ Temporally First-aid Hospital	Pronto Socorro・ Hospital de Emergência Temporária
救	救護所	First-aid station	Posto de Primeiros Socorros
隊	自衛隊集結地	Self-Defence Forces assembly area	Área de Concentração das Tropas de Auto-defesa
—	主要河川	Principal River	Principais rios
—·—·—	他県との境界線 他市との境界線	Border Line between Other Municipalities	Fronteira com outra cidade
—	鉄道	Railway	Ferrovia
—	新東名高速道路	Shin Tomei Expressway	Expresso Shin Tomei
■	急傾斜地崩壊危険区域	Landslide danger spot on steeply inclined land	Área com perigo de desmoronamento devido a inclinação repentina do solo
■	土砂災害特別警戒区域	Debris slide and landslip special prevention zone	Zona com precaução especial de calamidade de terra e area
■	土砂災害警戒区域	Debris slide and landslip prevention zone	Zona com precaução de calamidade de terra e area

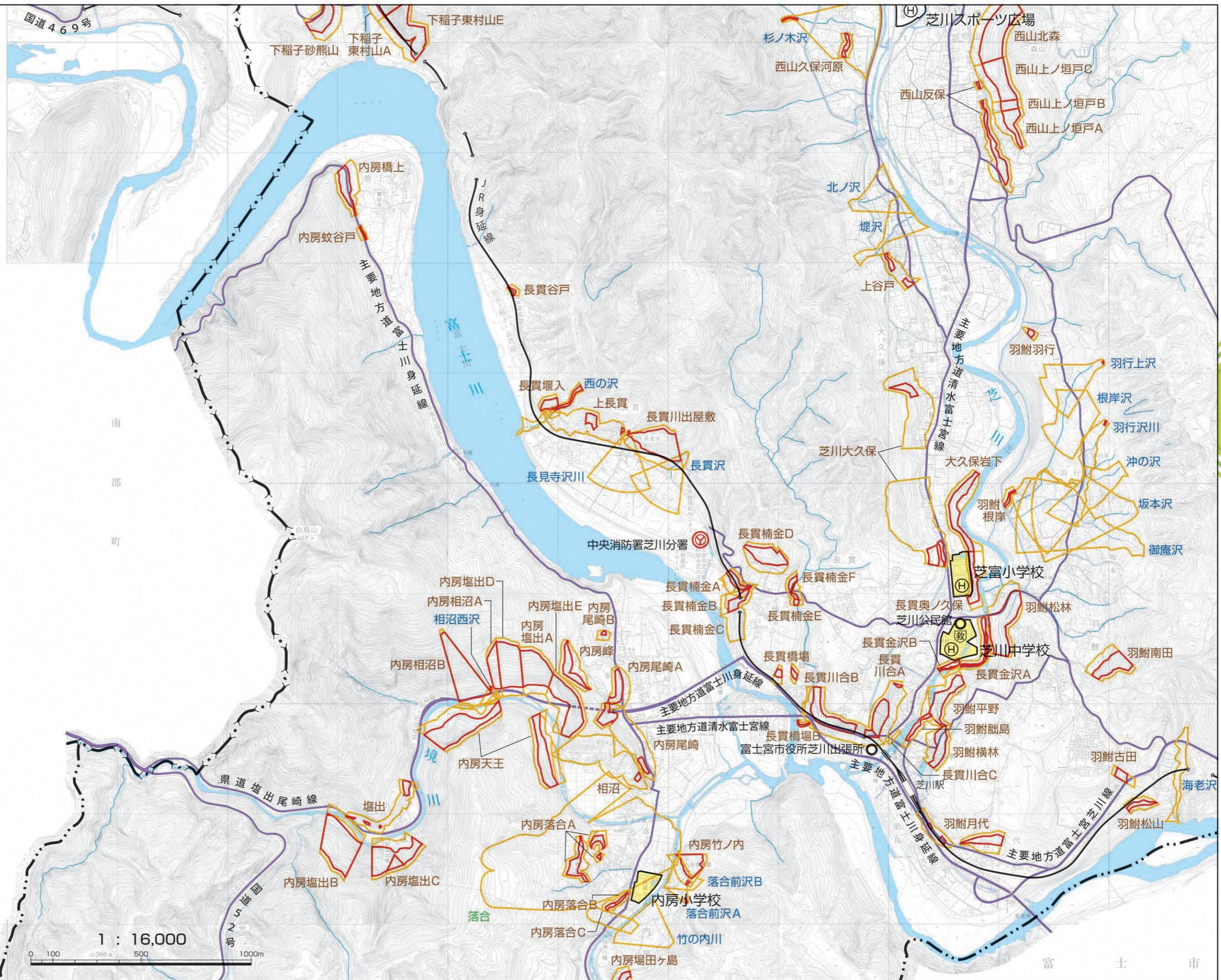












水閘
區市

富士



静岡市 清水区

1 : 16,000

A horizontal number line starting at 0 and ending at 1000. Major tick marks are labeled at 0, 100, 500, and 1000. The line is divided into ten equal segments by minor tick marks.

no

防災マップ

